令和６年第６回坂町議会定例会

会　議　録　（第２号）

１．招 集 年 月 日　　　令和６年９月２日（月）

２．招 集 の 場 所　　　坂町議会議場

３．開 会 （ 開 議 ）　　　令和６年９月３日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．出席議員（１２名）

１番	折　中　　　智　君	２番	岡　村　繁　範　君
３番	縫　部　逸　都　君	４番	池　脇　雅　彦　君
５番	向　田　清　一　君	６番	末　吉　克　巳　君
７番	安　竹　　　正　君	８番	光　岡　美　里　君
９番	中　川　ゆかり　君	10番	柚　木　　　喬　君
11番	奥　村　冨士雄　君	12番	川　本　英　輔　君（議長）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

５．欠席議員

なし

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

６．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　　長	吉　田　隆　行　君
副　町　長	村　上　明　雄　君
教　育　長	枝　廣　泰　知　君
技　　　監	錦　織　直　紀　君
政　策　監	鳴　川　雅　彦　君
総務部長	車　地　孝　幸　君
民生部長	藤　本　大一郎　君
教育次長	宮　　　香緒利　君
総務課長	西　谷　伸　治　君
企画財政課長	山　本　　　保　君
税務住民課長	小　路　朱　美　君

民生課長　　河野宏明君

保険健康課長　　中　篤則君

環境防災課長　　窪野　稔君

建設課長　　川上宏規君

基盤整備担当課長　　古屋敷　貢君

都市計画課長　　松谷展裕君

学校教育課長　　見田容子君

生涯学習課長　　福嶋浩二君

会計管理者兼出納室長　　槇尾　伸君

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　西谷信樹君

主事　　梅田勝平君

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

８．議　事　日　程

議　　事

日程第１		「一般質問」
日程第２	議案第52号	「令和５年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」
日程第３	議案第53号	「令和５年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
日程第４	議案第54号	「令和５年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
日程第５	議案第55号	「令和５年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」
日程第６	議案第56号	「令和５年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

９．議　事　の　内　容

（開会　午前９時５９分）

○議会事務局長（西谷信樹君）　皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（西谷信樹君）　御着席ください。

○議長（川本英輔議員）　改めまして、おはようございます。

今日は定例会２日目、一般質問に入ります。傍聴席の皆様、ようこそおいでいただきました。ありがとうございます。

また、坂小学校６年生の児童の皆さん、ようこそおいでいただきました。これから一般質問を行いますけれども、一般質問とは、町内の様々な課題を議員の皆さんが町の執行部の方々に質問することであります。そういった中で、質問、答弁という言葉が出てまいりますけれども、このことをしっかり学習して帰っていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は１２名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第１「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、１０名から１４問の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許しますが、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は５問までといたします。

６番末吉克巳議員から「防犯カメラの設置状況は」について質問願います。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　「防犯カメラの設置状況は」の件について質問いたします。

昨今、全国的に防犯カメラの設置が進んでおり、多くの自治体や企業が積極的に導入を進めています。

その背景には、防犯カメラの存在そのものが犯罪者に対する抑止力となり、カメラが設置されている場所では犯罪が発生しにくくなる傾向があります。防犯カメラの映像は犯罪発生時の重要な証拠となり、映像データが警察の捜査の役に立ち、犯罪解決のための証拠収集に活用されます。

防犯カメラを設置することにより、安全な環境が整備されていると感じることで、地域住民や町外からの訪問者に対して安心感を与えることができます。

防犯カメラは、犯罪抑止や解決に役立つ重要なツールであり、地域社会の安全と安心を確保するために必要不可欠な存在です。現状の防犯カメラ設置状況について、以下の質問をいたします。

１、現在、坂町内に設置されている防犯カメラの数と設置場所は。

２、防犯カメラの映像の管理・運用方法はどのようにしているのか。

３、防犯カメラの設置に関して、町民からの要望や意見を聞いて設置した事例はあるのか。

関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「防犯カメラの設置状況は」の件についてお答えをいたします。

まず、１点目の「防犯カメラの設置数、設置場所」についてでございますが、犯罪のない安全な地域づくりは、町民の皆さん誰もが安心して暮らせるまちづくり、暮らしやすいまちづくりを実現する上で非常に重要なことだと考えており、犯罪抑止効果の高い防犯カメラの設置につきましても、平成１２年度以降、段階的に推進をいたしているところでございます。

こうした取組の結果、現在では道路、公園、小中学校、公共施設など多くの方が出入りし、利用する場所を中心に４５か所に７７台となっており、人口１万人当たりで見ますと、県内市町の中で第１位となっております。

次に、２点目の「防犯カメラの映像の管理・運用方法」についてでございますが、防犯カメラの動作点検など、業者と保守契約を締結をいたしております。

また、犯罪発生時には捜査機関に画像の提供を行い、早期の解決に協力しているところでございます。その際の画像の提供につきましては、平成２９年１１月に策定をいたしました「坂町防犯カメラの運用に関する規程」に基づき、犯罪捜査時など法令に基づく場合、捜査機関等に提供を行うことができるものといたしております。

御質問３点目の「町民要望等による防犯カメラの設置事例」についてでございますが、結果的に住民福祉協議会からの要望や意見が反映された事例はございますが、防犯カメラの設置場所につきましては、警察と協議の上、効果がある場所に設置をしているところでございます。

今後とも、住民福祉協議会の要望や御意見がございましたら、関係機関と協議の上、検討してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　先ほど答弁にありましたように、坂町は４４か所、７７台設置していまして、人口１万人当たりの県内での防犯カメラ設置数は一番だということをお聞きしましてから、非常に驚いております。それだけ安全なまちづくりを目指している坂町ではの取組だと思います。

それと、住民協から地区要望があれば、しっかりと対応していくということで、対応のほうをよろしくお願いします。

防犯カメラの映像の件なんですが、近頃はああいった防犯カメラの技術革新が進んでおりまして、近頃でしたらアップル社のｉＰｈｏｎｅとか、普通のカメラ並みの解像度、映像、きれいな鮮明な映像が撮れるといった状況でございます。携帯電話にカメラがついておるんじゃなしに、カメラに携帯電話がついていると、そういったすごく技術革新が進んでいる状態でございます。

そういった感じで、年々、年々、防犯カメラの性能が上がっている状態でございまして、そこで１問目の質問をさせていただきます。

こういったどんどんどんどん新しい防犯カメラのすごく鮮明な防犯カメラが出てきます。そういった防犯カメラの交換時期は検討されているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野　稔君）　お答えいたします。

平成２９年度に一番多く防犯カメラ２１台を設置したわけなんですが、それから六、七年たっておるところなんですけども、まだ交換時期にはいってないと思いますので、警察が画像が悪いよとかいうようなことがありましたとき、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　交換時期は警察の方からそういった画像が鮮明ではないとか、そういった要望があったときにはしっかりと対応をよろしくお願いします。

それから、２問目の質問に移りたいと思います。

犯罪発生時期に捜査機関に防犯カメラの画像を提供されると答弁の中にありましたが、そういった捜査機関に画像を提供した件数などを教えていただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　窪野課長。

○環境防災課長（窪野　稔君）　お答えいたします。

令和４年度から申しますと、令和４年度に１１件、令和５年度に２１件、令和６年７月末現在でございますが、５件ございました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　令和４年度で１１件で、そして昨年は２１件で、今年は現在まで５件ですか、結構犯罪に協力されてるということで、しっかり提供のほうをよろしくお願いします。

警察に防犯カメラ映像を提供したとき、ちょっと気になるんですが、その防犯カメラの映像ですが、夜間に撮った画像、そういったものがしっかりと見えるものなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　窪野課長。

○環境防災課長（窪野　稔君）　お答えいたします。

昼間と比べて夜間いうのはそんなにはっきりは映ってないとは思いますが、防犯カメラを設置してあるところは夜間照明、防犯灯とかがございますので、その明かりも取り込みながら映像を映しておりますので、役に立っていると思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　夜間照明とかで映像のほうは大丈夫と聞きまして安心いたしました。

４問目で最後の質問とさせていただきます。

先ほど町長答弁のほうでありましたが、坂町では坂町防犯カメラの運用に関する規程を設けているとありますが、その規程の見直しは、今後、やっていくのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　窪野課長。

○環境防災課長（窪野　稔君）　お答えいたします。

平成２５年に坂町防犯カメラ取扱規程を制定いたしました。その後、平成２９年度にその規程を廃止いたしまして、坂町防犯カメラ運用に関する規程を制定いたしまし

た。今後、状況に応じては、この改正いうこともあるかもしれませんが、当面、考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　８番光岡美里議員から「保健・福祉の総合相談窓口の運営状況は」について質問願います。

光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　「保健・福祉の総合相談窓口の運営状況は」の件についてお伺いします。

令和６年４月より開設された保健・福祉総合相談室においては、高齢・障害・子供・生活困窮など、町民から寄せられる様々な生活課題の早期解決に尽力されていることと思います。

一方で、開設前の説明では４名体制で対応されるとのことでしたが、令和６年８月５日現在３名体制であり、会計年度任用職員での社会福祉士の求人をされているところです。

全国で人口減少社会を迎えていくという実情の中、支え手の減少、超高齢化、あらゆる世代の単身化・孤立化などを背景として、８０５０問題、老老介護、支援拒否、ＤＶ・虐待等の多様な課題が発生しており、保健・福祉の総合相談室を含む民生部福祉部門においては、大変高度な相談援助技術が求められるようになっていることから、社会福祉士・精神保健福祉士等で現場経験が豊富な専門職の確保が必須であると考えられます。

そこで、保健・福祉総合相談室の開設からこれまでの実施状況、現在見えている課題、課題への対応を含めた今後の取組について、また、福祉部門における今後の専門職の確保について町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「保健・福祉の総合相談窓口の運営状況は」の件についてお答えをいたします。

民生部内に開設をいたしました「保健・福祉総合相談室」は、令和６年４月に開設をし、５か月が経過したところで、町民の皆様の悩み事や困り事をしっかりとお聞きをして関係機関につなぐなど、ワンストップで迅速かつ適切な判断により早期の問題解決ができるよう努めているところでございます。

御質問の保健・福祉総合相談室の開設からこれまでの実施状況、現在見えている課題、課題への対応を含めた今後の取組についてでございますが、相談の日時や内容を事前にお知らせをいただくことで、よりスムーズに相談をお受けできる「相談予約システム」や、スマートフォン、パソコンを使って、当てはまる悩みにチェックをつけることで、役立つ支援や相談先を見つけることができる「お悩みハンドブック」を導入をいたしました。

相談件数につきましては、４月の開設から７月までの４か月で１８８件、１か月当たり約４７件となっております。

窓口で相談を受けた具体的な事例といたしましては、アルコール依存症の息子から高齢で認知症の母に対する家庭内暴力がある世帯から相談を受け、直ちに相談室の地域支援コーディネーターと保健師でその世帯を訪問して状況確認を行い、お話を聞くことで世帯との関係づくりを構築し、医療と介護の支援を受け入れていただきました。

また、民生委員を通じて、担当地区内のひとり暮らし高齢男性について、体調が悪そうであり、何らかの支援が必要と思われるとの相談を受け、相談室から地域包括支援センターへとつなぎ、訪問をしていただき、状況を聞き取った上で、医療と生活支援へと結びつけました。

課題といたしましては、住民の悩みや困り事は多様化、複合化、複雑化しており、福祉の制度や考え方だけでは解決できないものも多くなってきております。これらを迅速かつ適切な判断により早期の問題解決につなげるには、解決のための支援を行いつつ、支援が必要となる前の予防的支援を行う必要があると考えております。そのためには、福祉部門だけの連携ではなく、総務、民生、建設、教育部門を合わせた庁内全体の横断的連携の下、広く関係機関の協力をいただきながら、そのための体制整備を推進をしてまいります。

次に、福祉部門における今後の専門職の確保についてでございますが、令和２年度以降、保健・福祉に特化した採用試験を行うなど、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門職の確保に力を入れているところでございます。

また、資格取得に関する県費補助などの活用により、在籍する職員も社会福祉士資格を取得するなど、専門的な知識を持った職員も増えてきております。

さらには、このたび植田地区に開設をいたしました多機能型障害者施設「ほほえみタウン坂」では、法人全体で障害者福祉、とりわけ幼少期からの療育、年齢を問わず

発達障害者への支援、就労支援に関しての専門職を多く抱えていることから、町と運営法人である社会福祉法人つつじと協働して課題解決ができる体制の整備を目指してまいります。

今後も資格取得に意欲のある職員へのサポートを継続して行い、状況を勘案をしながら、新規採用についても取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　相談窓口の必要性が改めて感じられる事例を伺いまして、相談室のさらなる周知や活用を期待したいと思っております。

では、相談援助に当たる職員についてお伺いします。

令和元年の９月定例において、社会福祉専門職の配置をという質問をいたしましたが、そのときには必要があれば専門職の配置をしていくとの答弁をいただいております。

このたびの答弁では、令和２年度以降、保健・福祉に特化した採用試験を行っておられたり、在職している職員にも資格取得ができるよう環境整備をされていることが示されていました。

そこで、当時からどのような経過をたどっておられるのか、また、令和６年度の状況をお伺いします。

○議長（川本英輔議員）　藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　お答えいたします。

令和元年９月の定例会の質問なんですけども、よく覚えております。その当時は平成３０年７月豪雨災害からちょうど１年が経過した頃でした。被災された人の心のケアであるとか生活再建に係る相談など、坂町地域支え合いセンターと保健師が中心になって行っておりました。

そんな中、坂町では保健師の世代交代と不足している状況を踏まえ、令和元年度、２年度に保健師の試験を実施し、３名を採用しております。

また、令和２年３月頃から新型コロナウイルス感染症が流行しまして、３年度から本格的な感染対策やワクチン接種事業が始まっております。そのときも保健師の採用をしてよかったというふうに、即効性があったと思っております。

また、令和２年度と５年度におきましては、保健・福祉の専門採用を行い、今年度

から保健・福祉相談室を開設しております。

今の職員数なんですが、当時とは制度も違いますし、組織体制が異なってはいますが、会計年度職員、それと相談室の委託職員も含め、令和元年度は保健師が４名であったところ、６年度現在は８名おります。社会福祉士は令和元年度は２名おりましたが、今年度は７名と、保健・福祉の専門職が増え、充実した体制が取れているものと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　坂町が抱える様々な課題に対応するために、社会福祉の専門職採用されていた過程がよく分かりました。今後もさらなる活躍を期待したいと思っております。

続いて、会計年度任用職員での募集についてお伺いします。

保健・福祉総合相談室の４人目の職員として、会計年度任用職員の枠組みで社会福祉士等を募集されておられました。この雇用形態はいわゆるパートタイマーに当たるため、正規に雇用された職員とは待遇面においてかなり差が出てしまうと思われます。そのため、若い世代の社会福祉士は、職務内容に興味があって、あるいは適性があったとしても、そもそもチャレンジしづらいという状況につながっている現状もあろうかと思われます。

２年ほど前の中国新聞の広告欄にも非正規雇用のこうした相談援助業務に当たる職員がやりがい搾取されているというインパクトの大変強い広告が載せられて、大変反響を集めた課題となりました。頑張っているねやありがとうといった言葉かけの評価だけではなく、賃金や待遇の面においての評価も伴っていく必要があると認識されています。

年度途中での募集であったため、まずは会計年度任用職員として採用し、行く行くは正規職員としての道も開けているのかどうか、あるいは、正規職員を新たに募集していく考えもあるのかなど、あとどんな役割分担、業務分担を考えておられるのかといった総合的なところをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　お答えいたします。

当初は４人体制ということで思っていたんですが、３名でスタートということであ

りました。６月定例会で補正予算を計上させていただいて、会計年度職員を募集しておりました。現在のところは、ちょうど昨日から社会福祉士の資格を持った会計年度さんを雇用して、今、席におります。

４名体制で全て正規職員でないといけないかということなんですけども、現在のところは、１名、坂町の職員と、委託ではありますが、済生会のほうから１名、坂町社協のほうから１名ということで、正規職員並みの方が３名ということでありまして、今年度、当面は会計年度任用職員の社会福祉士さんを雇用させていただきたいと考えております。

また、業務につきましては、今の地域コーディネーターの２人が結構現場のほうへ行って悩み相談とかを受けておりますので、今回雇用した方につきましては、事務所内で受付をしていただくと。相談を受けていただくと。それと内部の事務処理をしていただく予定にしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　業務内容がやはり大変センシティブで、心身ともに負担のかかる内容だと思っております。様々な待遇面での評価というところも御検討いただきたいところと考えます。

続いて、次の質問に移ります。

お悩みハンドブックについてお伺いします。

実際に私も確認させていただいたんですが、リンクをたどっていくと、お悩みハンドブックという項目ではなく、悩みを解決する支援制度を探すという項目と、悩みの相談予約をするという項目が２項目表示されるため、お悩みハンドブックが見当たらないなというふうに感じました。悩みを解決する支援制度を探すのほうがお悩みハンドブックに該当する内容であると思われるんですが、表記も統一してはいかがかなと、分かりやすいんではないかなと感じましたが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　お答えいたします。

私もやったことはあるんですけども、表記がそうであったかどうかというのはちょっと定かでないものですから、御指摘いただきまして、どちらにしても利用される方が分かりやすい表記がよいと考えておりますので、また確認をさせていただいて、改

善するなりしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　では、続いて予防的支援についてお伺いします。

これは答弁されたような様々な課の前向きで協力的な横断的な連携が必要不可欠になるものであると思われます。

そこで、現在、取り組んでいる中で見えてきた課題と、その課題に対する今後の対策はいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　藤本部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　お答えいたします。

庁内全体の横断的な連携につきましては、町長の答弁にもございましたように、住民の悩みや困り事が多様化、複雑化しており、福祉の制度や考え方だけでは解決できないものも多くなっていることから、横断的に連携を図っていくということなんですけども、課題の一つといたしましては、個人情報の取扱いでありまして、ケースによっては、どこまで情報共有すべきか悩ましいこともあります。

また、福祉部門とそれ以外の部署との考え方や思いがやっぱり異なることが多くあります。どこまで関わるのか、なぜそこまでしなければならないのかなど、私も常に勉強中であります。やってもやっても切りがないこともあったりして、そこら辺りが課題ではないかと考えております。

今後も引き続き、さらなる庁内全体の横断的な連携の向上に努めるいうことでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　光岡議員。

○８番（光岡美里議員）　常に考えていかれるということで、新しい考えもどんどん出てきておりますので、常に前向きに取り組んでいただくことを期待したいと思っております。

最後に、町長にお伺いします。

そもそも対人援助職の従事者はバーンアウトなど、燃え尽き症候群など、心身の不調が生じやすいという課題があります。これは先ほど民生部長も言われていたように、やってもやっても切りがないというところで、当事者の方々が抱えるこじれた人間関係ですとか、重複してどうしようもなくなった様々な生活課題に本気で向き合えば向

き合うほど、やらなければいけない業務も煩雑になり、また、援助者自身も無力感や自責の念にさいなまれて抱え込んでしまうといったことが指摘されています。

一方で、職場でのソーシャルサポート、つまり情緒的なサポートや評価的なサポートがバーンアウトの抑制に効果的であるということも明らかになっていて、適切なサポートの重要性が確認できるところです。

対人援助職の分野においても、ケアをする人のケアは常に注目を集めている課題で、援助をする人自身が幸せで心身ともに健康を保てていないと、良質なケアを提供できないということから、様々な対策が取られているところです。

そこで、横断的連携をより協働的に進めていく坂町においても、民生課、保険健康課だけではなく、全ての課において、このような職員のケアがより一層求められる状況があるのではと考えますが、今後の対策について、町長の考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　これはこの案件だけではなく、やはり今の時代は多様化をしておるわけでありまして、まさに坂町のこの職場も、総務、民生、建設、それから教育委員会、こういうふうな組織で成り立っておるわけであります。まさに多様化に対応する組織だというふうに思っております。

そういう中で、常に事あるごとに横断的にやはり情報を先取りし、情報を共有し、そしてそれをしっかり分析をして、そして職員が一丸となって対応していくんだという経営方針でやってきております。

そういう中で、例えば研修制度等も活用しながら、心のケア、人と人との関係、そういうものも今もしっかり取り組んできておるところであります。

それと、やはり職員同士の人間関係をいかによく保っていける環境にしていくかというのも重要になってくると思いますが、ただこれは私一人ではなかなかできないわけであって、部門の中でしっかり職員間で悩みを共有しながら、そしてまた、職員同士で、職員間で悩みを解消していくというような環境を整えていくことが最もケアに近づく一つの方法ではないかというふうな思いを持ちながら、これからもそういう面でいろいろな制度を活用しながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　９番中川ゆかり議員から「未来の水泳環境を考える～町内プール施設の活用状況は」について質問願います。

中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　「未来の水泳環境を考える～町内プール施設の活用状況は」の件についてお伺いします。

坂町のプール施設は、坂・横浜・小屋浦小学校・坂中学校と海洋センターの５か所のプール施設があり、昨今の学校プール施設の状態を考えると、坂町は恵まれた教育環境にあると感謝しております。

水泳学習は義務教育の教育課程に入っており、水泳運動系は水中という特殊な環境での活動における浮力、水圧、抗力、揚力などを生かし、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、水に親しむ楽しさや喜びに触れる中で、水泳の基本の泳ぎを身につけるとともに、いざというときに命を守る手段にもなる泳力を身につけるのは重要なことです。このことは防災教育と同じく大切なことと忘れてはならないと思います。

しかしながら、コロナ禍や年々厳しさを増している猛暑による影響は、屋外プールの活用にとって厳しい状況にあるのではないでしょうか。各学校の水泳授業での活用や一般開放での活用状況など、町当局に伺うとともに、未来の水泳環境を考えてまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　「未来の水泳環境を考える～町内プール施設の活用状況は」の件についてお答えいたします。

コロナ禍や年々厳しさを増している猛暑による影響下での各学校の水泳授業や一般開放におけるプール施設の活用状況について御質問いただきました。

まず、小学校のプールにつきましては、各学年の授業でそれぞれ８時間程度、中学校については、１・２学年でそれぞれ６時間の授業を行い、これと併せて水泳部の活動として１２０時間程度プールを活用しております。

次に、Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールにつきましては、小学校１年生の水泳教室で４時間、２・３年生の水泳教室で５時間、親子を対象とした水泳教室に５時間、着衣水泳に２時間、そのほか、春夏の中学校の郡市大会やスポーツ少年団の招待水泳大会及び練習、保険健康課の水中ウオーキングに加え、夏休みの一般開放が１７日間と、幅広く御利用いただいております。

なお、小学校のプール一般開放につきましては、平成３０年の豪雨災害、令和２年度から令和３年度にかけての新型コロナウイルスの影響による夏休みの一般開放中止

を経て、令和４年度から再開をいたしましたが、監視員の不足により、今年度は小学校プールの一般開放が各校１回であり、難しくなっているのが現状です。

プールでの事故を防止し、命を守る安全・安心な水泳環境のために、本町では普通救命講習の受講修了者を監視員としております。

しかしながら、監視員の応募状況につきましては、災害前の平成２９年度が１７名、災害後の令和元年度が１４名と、辛うじてＢ＆Ｇ海洋センタープールとの同時開放ができておりましたが、令和４年度以降はコロナ前の半数以下となっております。

来年度に向けてはさらに厳しくなることも予想されるため、先日、各小学校のＰＴＡ会長に現状を説明し、ＰＴＡ会員の中から監視員を出していただくことができないかとお願いをさせていただいたところでございます。

また、未来の水泳環境についてでございますが、町といたしましては、今後もプール施設を有効に活用していくことを念頭に置き、関係機関等と慎重に協議していく必要があると考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　先ほどの質問でも申しましたが、全国的に学校プールが廃止されていく動向の中で、坂町では各施設のプールを活用していただいていることを改めてありがたく思っております。

各学校や海洋センターのプールの管理についてですが、管理はどのように行われているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君）　お答えいたします。

管理につきましてもいろいろあるんですけど、まず、利用の前の掃除についてでございますけども、こちらにつきましては、各学校においてＰＴＡと一緒とか、子供たち、児童と一緒とかいうような形で掃除をやっていただいております。

海洋センターにつきましては、４月の中旬から下旬にかけて、中学校の水泳部とか横浜童泳会等、体育協会の水泳部などに御協力をいただいて、掃除をしているような状況でございます。

また、水を張った後の塩素濃度等の管理につきましては、学校授業で使用する間は学校で、また、一般開放期間については生涯学習課のほうで管理人を雇用して管理を

行っております。

また、修繕等につきましては、２年前に小屋浦小学校のプール等の配水管が駄目になったということで修繕をしたりとか、横浜小学校のプールのろ過器、Ｂ＆Ｇ海洋センターにつきましては、平成２７年度に大規模改修をしております。

また、各ろ過器とかの業者による保守契約、保守点検等、あとはプールの水質検査など、注意して管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　多くの人の協力を得てプールが管理されているんだなということがよく分かりました。これからも安全・安心のための管理を徹底してお願いしたいと思います。

次に、答弁にもありましたが、学校の授業での水泳学習についてお伺いします。

スイミングスクールや町の水泳教室に行かない、行けない児童などにとって、学校授業での水泳学習は泳ぎを習得できる唯一の機会ではないでしょうか。小中学校の水泳の授業の必修、選択について、学習指導要領ではどのように位置づけられているのでしょうか。授業内容とともに答弁をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　お答えいたします。

小中学校の水泳授業の学習要領の位置づけでございますが、学習指導要領保健体育編というものがございます。

水泳の学習の特徴は、議員さんもおっしゃられたとおり、水の中で運動するという点で、陸上における各種の運動とは異なります。そういうことを理解することが重要になります。

学習要領は子供たちの発達によって、それぞれの年齢に分けてあります。例を挙げると、１年生から２年生、３年生から４年生と、それぞれの年齢ごとに分類され、項目ごとに必修というか、大事にされたいものというのが３つあります。まず１つは技能、２つ目に態度、３つ目に思考、判断という狙いごとに指導内容が書かれております。

態度につきましては、小学校１年生から４年生につきましては、まず水に慣れる、親しむ、浮く、補助具を使って泳ぐということになります。５年生以上になりますと、

各泳法、動きをしっかり学ぶように例が書いてありまして、例えばスタートとかターンについても具体的に例が示されております。

態度につきましては、特に水泳中、指導中の事故が命の危険につながりますので、水の中の事故の心得というものをしっかり教えるようにしております。

思考・判断につきましては、子供たち一人一人の自己の能力に応じて練習のほうをしっかり工夫し、お互い協力して学習を進めながら、水泳の楽しみや喜びを味わって、生涯にわたって水泳を継続していくということを学ぶことを狙いにしております。

学習指導要領に沿った指導については以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　丁寧に御説明いただきました。先生の配置等についても、ちょっと聞きたいところだったなというふうに思っております。

次の質問ですが、地球温暖化がますます進むという専門家の見解の中で、環境の変化は受け止めていかなければならない現状ですが、猛暑対策などを含め、小中学校の水泳授業を実施できなかったことなどはあるのでしょうか。

また、その場合の判断基準というのはあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　見田課長。

○学校教育課長（見田容子君）　お答えします。

令和６年度の実施状況につきましては、小学校では１年生から６年生までの学年で４回、２時間授業を８時間実施しております。中学校では必修としております１学年、２学年においては各３回、２時間授業を６時間実施いたしました。

なお、中学校の水泳部につきましては、２時間程度の活動を６０回、１２０時間の実施を見込んでおります。

水泳の授業の猛暑等、実施されない場合の判断基準につきましては、ＷＢＧＴ（暑さ指数）３１を超えた場合は、特別な場合以外は水泳以外の運動のほうも中止することとしております。そのほか、雨天や雷、水温、気温、残留塩素等なども考慮いたしております。

コロナの水泳の授業の実施状況でございますが、令和２年は感染回避のために全部行っておりません。令和３年度、小学校では２時間授業を１回から２回、令和４年、５年につきましては、令和６年度と同等に実施しております。

中学校では、３年から５年について各学級とも２時間程度、２回から３回、１クラ

ス４時間から６時間、水泳のほうを実施しております。

先ほど議員さんが申されましたように、安全面については、文科省の出されています水泳の手引というものが示されているのですが、それを改めまして各学校で示しまして、職員等で、いま一度、確認をいたしまして、様々な実施判断、また、安全管理については徹底を図って指導しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　よく理解できました。

４問目なんですが、一般開放についてお聞きしたいと思います。

監視員不足が挙げられておりますが、対策法等も考えられているようですが、豪雨災害やコロナ禍と、一般開放がされない期間が続くと、現在のような多様な選択肢も多くある中で、プール監視員をするという概念が薄くなっていたり、あるいは募集を見逃しているのではないかと察しております。

答弁で挙げられていた対策を含め、これまで行われていた募集より大きく早い段階での募集を何度もかけるという手段も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君）　お答えいたします。

募集につきましては、毎回の流れでいきますと、５月の広報さかのほうに掲載をさせていただいて、６月に救命講習を受けていただいて、７月から雇用というような形になっておりますが、今、議員が言われるように、いろんな多様化の時代ということで、確かに現在はいろいろなアルバイトがございまして、なかなかプール監視員といいますと、酷暑の中で、当然、責任の重い命を預かるというような仕事でございますので、なかなか難しい状況が続いており、こちらにつきましては、他市町に確認をしても、なかなか集まらないといった状況を伺っているところでございます。

広報の仕方につきましては、来年度、こちらは広報紙との相談にはなるんですけれども、５月にしていたところを４月、５月に２か月掲載できないかとかいうようなこととか工夫させていただいて、もちろんホームページであるとか、町の公式ＬＩＮＥ、ｄボタン広報も含めて、少しでも長く募集ができるように、また、答弁にもございましたように、ＰＴＡの会員の方にも御協力をいただけないかというようなお声かけをさせていただきながら、何とか監視員の数の確保を図っていきたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　以前は大人気のプールの監視員の時期も長くあったわけですよね。ですので、やっぱり先ほど提案しましたことや、ＰＴＡ関係のことや、そういうことも様々なことを含めて考えて、ぜひ一般開放を各地域でできるようにしていただきたいと思います。

最後なんですが、泳ぎを習得するということの大切さというのは、改めて言うまでもないと思います。豪雨災害やコロナ禍を経てのプール施設の活用状況に変化が見られるとも感じております。それは１年から３年生までの水泳教室での子供たちの水慣れにも大きく表れております。

答弁に、今後もプール施設を有効に活用していくことを念頭に置き、関係機関などに慎重に協議していく必要があると考えていくとあり、活用状況の向上に期待が持てると感じました。

最後に、そういうことも含めた教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　豪雨災害、コロナ禍を経て、学校の水泳の授業については、教職員の見守り体制も含めて複数で行っておりますけども、学習指導要領に基づいた適切な指導が行われていると、授業時間も確保できていると捉えております。

しかしながら、先ほどから課員のほうも申しておりますけども、生涯学習関係、子供向けの水泳教室も参加者が減少傾向にあるといったようなことも事実でございます。やっぱり水泳の学習であるとか水泳授業、水泳教室といったものは、泳ぐ技能を伸ばすだけではなくて、水になれ親しみ、水の事故を防ぐ対処方法を身につけるのに有効であるということを保護者の皆様、地域の皆様にもしっかりと啓発していく必要があろうかと思っております。そういったところも切り口にしながら、未来の水泳環境を考えていければいいなということでございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

再開は１１時１０分とさせていただきます。

（休憩　午前１０時５４分）

（再開　午前１１時０８分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　１１番奥村冨士雄議員から「防災意識や防災機能強化のため防災公園の整備を」について質問願います。

奥村議員。

○１１番（奥村冨士雄議員）　「防災意識や防災機能強化のため防災公園の整備を」の件で御質問いたします。

平成３０年７月豪雨災害から６年、災害の教訓を将来に伝承し、災害を風化させないための取組として、現在、小屋浦地区に防災公園として「坂町自然災害伝承公園」や「坂町災害伝承ホール」が整備されており、町内外から多くの方々に利用されています。

横浜地区では横浜中央に「津波一時避難場所」が２年前に整備されています。また、坂東では「防災空地」が今年度整備予定です。

今後、南海トラフ巨大地震や自然災害の多発が予想される中、過去の自然災害の教訓を町民に分かりやすく伝え、後世まで伝承することにより、町民の防災意識を高めていくために、研修や教育施設等として防災公園の整備は重要です。

小屋浦地区だけでなしに、横浜地区津波一時避難場所や坂地区防災空地を防災公園として整備していく必要があるのではないでしょうか。

本来ならば、展示や研修、教育機能を兼ねた施設の整備ができればいいのですが、できないにしても、過去の自然災害の実態と教訓、災害や災害時への備えなど、防災意識を高揚するための啓発、公園の防災設備の活用方法等のパネル展示の場内設置は可能なのではないでしょうか、町当局の見解をお伺いしたい。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「防災意識や防災機能強化のため防災公園の整備を」の件についてお答えをいたします。

本町におきましては、災害から得られた教訓を将来に伝承し、災害を風化させない取組として、令和３年に坂町自然災害伝承公園の整備、坂町水害碑の建立、令和４年に開館した坂町災害伝承ホールでは、パネル展示や映像を通して災害の実態を伝え、

災害時への備え、避難行動について学ぶことで、災害の伝承と町民の防災意識の向上を図っております。

また、本年７月には坂町災害・復興記録誌を作成をし、全世帯に配布をしたところでございます。

御質問の「小屋浦地区だけでなく、横浜地区津波一時避難場所や坂地区防災空地を防災公園として整備していく必要があるのでは」についてでございますが、町内で被害が甚大であった小屋浦地区に、坂町全体の被災状況や災害での教訓を将来に伝承するための教育や研修所の機能を備えた施設を整備をいたしたものであり、横浜地区２か所の津波一時避難場所や現在整備中の坂地区防災空地を小屋浦地区と同様の公園として整備することは現在のところ考えておりません。

御質問の「防災意識を高揚するための啓発」についてでございますが、坂町防災の日を含む防災週間には、横浜ふれあいセンター、町民センター、町民交流センターにおいて、防災教育ビデオの上映とパネル展示等を行い、防災意識の啓発に努めております。

また、「公園の防災設備の活用方法等のパネル設置」についてでございますが、防災設備としてはかまどベンチを設置をいたしており、座板を外せば、ベンチ内に使用方法を記載した説明書を備えているなどの対応をいたしているところでございます。

今後、パネル設置につきましては、地区住民福祉協議会の御意見を伺い、検討してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　奥村議員。

○１１番（奥村冨士雄議員）　小屋浦に町全体の伝承公園を整備しというようなことがございましたけども、確かに小屋浦にそういう施設ができたいうのは、皆さん、知っておられる思うんですけども、やはり身近なところにそういう施設があるわけですから、避難場所とか、あるいは防災空地が今度できるわけですが、小屋浦までわざに行かなくても、身近なところでやっぱり伝承とかが学習できる場というのが必要じゃないかと思うんですけども、ちょっとこれは以前説明したんですが、その前に、避難場所とかの案内ですよね、最近、避難ルートの確保ということがよくテレビやなんかでも言われとるわけなんですけども、以前も一般質問で話ししたんですけども、案内板が少ないよと。例えば津波の横浜中央にしても、尾鷹公園の入り口にあるだけで、ほ

かにはないわけですね。ほいじゃあ、避難ルートとして、例えば横浜小学校におる人が津波の避難場所に避難するときにどのルートを通っていけばええのかという、そういう案内板というのが、私、よその市町へよく旅行へ行ったりしてから見るんですが、ここから避難場所へ何メーターありますよいうことの表示が結構あるんですよね。そういう表示が全く坂町にはないということで、そこのまず整備をしていくことが必要じゃないかということと、そのときに避難場所というだけでなしに、防災公園という名称にしとけば、何か非常に関心を持つんじゃないかというようなことで、そういう意味での防災公園ということで、小屋浦の伝承公園と同様なというような意味を持たせてないんですよ。だから避難場所じゃ、ちょっと平素行くのに関心がないんで、防災公園という名称に変更してもええんじゃないかというふうに考えております。その点、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野　稔君）　お答えいたします。

まず、１点目の避難ルートの案内が少ないということなんですけども、そこはちょっと時間がかかっておるんですけども、検討しておるところでございます。

ふだんから避難場所に行っていただいて、ルートを一つだけでなく、何通りかのルートを自分らで決めとっていただければというふうに考えております。

次の防災公園に名前を変更したらどうかいうことなんですが、ここは２か所ございますけど、横浜地区に、津波一時避難場所ということで位置づけておりますので、防災公園に位置づけるいうことは考えておりません。

以上でございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午前１１時１７分）

（再開　午前１１時１８分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　失礼します。

まず、案内看板なんですが、こちらのほうは必要に応じて検討してまいりたいと考

えております。

また、各自の避難ルート、それぞれ学校であり、住民協であり、保育園であり、そういった避難訓練を通じて、自分が逃げるルートについては確認できているものと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　奥村議員。

○１１番（奥村冨士雄議員）　その点は今後の課題ということでございます。

例えば住民にしても設備があるのを知らん人が多いし、例えば、今、よそから来られる人もいらっしゃいますよね。よそから来られる人が分かりやすい表示というか、そういうようなもんで、例えばよそから来ちゃった人が災害に遭ったときに、どこへ避難するかいうのが、そういう看板があれば分かりやすくいくわけですよね。だからそういう面も含めて、やっぱり交流人口を増やすという中で、そういう人たちにも優しい町というものが必要じゃないかというふうに考えておりますんで、また検討していただきたいというふうに考えております。

それから、さっき、防災公園としての場内のそういう啓発の看板とかそういったものですが、前も質問したときに、かまどベンチの蓋をはぐれば説明板があるよというて言うちゃったんですけども、でもそれを一々一々、あれ、１人じゃなかなか開かんのんよね。そういう面で言うと、気軽に例えばかまどベンチの使い方やなんかでも、掲示してあれば目につくわけですよ。これも、私も東京やなんかへ行くと、公園へ行くと、そういうような説明書きのある看板があるわけですよ。これええの思って見るんですけども、やっぱり住民に対して、あるいは旅の人に対して親切な案内というか、そういうようなものが必要じゃないかというふうに思うわけですね。

だから、津波避難場所ができてから２年ですけども、全くできた当初と変わっとらんし、改善されとらんわけですよ。例えばマンホールトイレの使い方とか、かまどベンチの使い方とか、こういうときにはこういうものをやってくれ、あるいは、一時避難じゃけえ、一時避難が終わったら、どこへ避難するんかいう案内とか、そういったものも含めてやると。だから、津波が起きたときにはどういう注意をしたらええかとか、そういった看板を見ていけば、今、行ったって、全然そういう啓発できるものがないわけですよ。だからそういったものをせっかくつくったんだから、そういったものが必要じゃないかということを、今、言いよるわけですよね。だからそこら辺はど

うでしょうかね。

○議長（川本英輔議員）　藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　お答えいたします。

町長の答弁にもございますように、パネル設置等については、地区住民福祉協議会の御意見を伺い、検討してまいるということでさせていただいております。

議員の言われるような、今のかまどベンチの使い方であったり、マンホールトイレの防災設備の使い方、また、どういった場合、どういう避難経路で逃げてくださいとか、そういった啓発の看板につきましても、相談させていただいて、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　奥村議員。

○１１番（奥村冨士雄議員）　住民協に相談してということがあるんですが、ほんまに相談しよるんかいうことと、私、実際に家の近くに避難場所がありますんで、毎日、あそこへ行って、草を取ったりしよるんですけども、感じるのが、今、子供らがほとんど毎日遊びに来るんですね。ボール遊びしに来るけん、それはええんよね。その分はええんですけども、防災の関係でいう人がほとんどおらんと。住民協でも避難訓練をやったりするんですが、さっき言うように、説明板がないけん、どうやってやったらええんかいうのが分からんいうような状態なんで、４億円もかけてあんだけの避難場所を造って、もったいないんよね。ただ地区住民協と相談してというような話じゃなくて、町が積極的にそういう啓発活動とか研修場所として活用するように、こういうものをつくったらどうかというのを逆に住民に投げかけたらどうかと思うんですよね。だからそこらが、多分、坂中学校も避難訓練はあっこを使った避難訓練はやってないんじゃないか思うんじゃけども、そこら辺のことがもうちょっと関心を持っていただけるような施設にせんと、何かもったいないような気がするんですけども、だから町として、例えば住民協にどうしましょうかいうんじゃなくて、こういうふうな施設にしたいんじゃというものをやっぱり訴えていくいうことが町長がよく言われる費用対効果じゃろう思うんですが、今の状態じゃ費用対効果に全然なっておりません。そこらはどうでしょうか。町長、どうですかね。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　費用対効果ということでありますけども、津波一時避難場所と

して設けたわけでありますんで、そういう面では、そういう形での避難場所として活用しないのが一番ベストだというふうには思っておりますし、また、当然、当初、あの横浜中央にあります津波一時避難場所にしましても、かなりの面積があるわけでありますんで、いろいろな活用も考えていかなければならないということで、当初はいろいろな団体ともやり取りをした経緯もございますが、なかなかそこらのことの中でうまく合意ができないとかいうようなこともあったのも事実であります。だからいろいろと活用するような方策は当初は考えておりましたけども、今は確かに平時は活用していないような状況になっておるんですかいね。いうことで、子供さんたちが使っておるというようなことであるようであります。そのために、今、フェンスもかなりかさ上げをしておるわけでありまして、いろいろな形でふだん活用してないときには、中学生の生徒もおると思うんですけども、部活動の一環で使えるとか、いろんなことも考えてまいりながら、しっかりこれからも活用していきたいというふうには考えております。

それともう一点、いろいろなケースがあると思うんですけれども、住民福祉協議会においては、全ての住民福祉協議会ではないと思いますけれども、自主防災組織等も組織されておられるということも聞いておりますので、そういう組織もできれば全住民協の中でつくっていただけるように我々もやはり努力をしていかなければならないと思いますし、つくっておられる住民協さんとは、やはり災害のこと、あるいは避難のことにつきましては、その自主防災組織ともしっかり連携をしながら取り組んでいくということも重要なことだというふうに思っておりますので、総合的に、トータル的に、今の避難場所も含め、地域の皆さんともしっかり前向きな検討をこれからもしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　４番池脇雅彦議員から「循環バス運行の完全復活を願う」について質問願います。

池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　議席番号４番池脇雅彦でございます。

「循環バス運行の完全復活を願う」の件について一般質問をさせていただきます。

坂町の循環バスについては、今年度から土曜日運行が復活しました。また、バス事業運営についても、町長は「地域住民、特に高齢者をはじめ、交通弱者にとって必要不可欠な交通手段を「みんなで支える」という意識の下、効率的かつ永続的に運営を

継続してまいります」と令和６年度の施政方針で述べられました。すばらしい決断と思います。

しかしながら、その一方で、昨年度のバス運行の収支状況については、２千万円を超える赤字を計上したと伺いました。サービスの提供には応分の経費負担が伴うものであり、このことは本当に悩ましい問題であります。

以上のことを踏まえて、次のとおりお尋ねします。

１点目、令和６年度のバス運行の財源の内訳と、収支の見通しについてお答えください。

２点目、今後の循環バスの永続的運営を考えるに当たっては、住民負担以外の財源確保の取組をこれまで以上に考えるべきではないでしょうか。例えばラッピングバスや車内広告の募集やクラウドファンディングなど、積極的な財源確保の取組が必要でありませんか。こうした財源確保について、当局はどのように考えておられますか。

３点目、５月に開催した「身近な議会のつどい」において、「循環バスは赤字でも運行すべき」との住民の声がありました。私はこれを「毎日バスを走らせてほしい」という住民の切実な願いと受け止めています。

循環バス運行の完全復活の実現は、まさに小さくともきらりと光る本町の象徴となり、そして本町の災害復興の象徴となるのではないでしょうか。こうした声を町長は、今、どのようにお考えであるのかをお尋ねします。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「循環バス運行の完全復活を願う」の件についてお答えをいたします。

坂町循環バスの運行につきましては、中国ＪＲバス安芸線の廃止を受けて、平成１５年度から坂町が自主運行路線を開設をし、バス事業を行っているところでございます。

御質問１点目の「令和６年度のバス運行の財源の内訳と、収支の見通しについて」でございますが、今年度の当初予算ベースで申し上げますと、歳入となります財源につきましては、運賃収入に当たる循環バス使用料といたしまして８３０万円、県からの補助金が１８４万円、国からの補助金が２２４万円の合計１，２３８万円を見込んでおります。

また、歳出につきましては、年間４，１２７万円と試算をいたしており、収支とい

たしましては、町の負担が２，８８９万円と見込んでいるところでございます。

２点目の「新たな財源の確保」についての御提案でございますが、これまで他の事業におきましては、命名権の活用や公園の駐車場料金の活用など、事業を進める上で新たな財源の確保に努めているところでございます。

本来、循環バスの事業におきましては、運賃収入で運行できることが望ましいと考えておりますが、町民の皆様が生活をされる中で身近な交通手段として利用しやすい料金の設定を行い、運行をいたしているところでございます。

御提案にありました事業者や個人の方々から出資をしていただく場合につきましては、金額の設定も含め、一定のルールの基で「みんなで支える」ことが必要と考えておりますので、引き続き、他の自治体やバス事業者の事例を参考にしながら、今後も財源の確保については検討してまいりたいと考えております。

３点目の「循環バスの連日運行」につきましては、坂町が循環バスの運行を始めた平成１５年度から１４年間連日の運行を行ってまいりましたが、当時、土日祝日の利用状況は平日の利用者数に比べ約５割から６割程度で、１便当たり５名程度の利用状況でありました。それに伴い赤字額が増加していたことにより、平成３０年４月から平日のみの運行に変更した経緯がございます。

しかしながら、町民の方々をはじめ、議員さんからも強い要望もあり、昨年度に土曜日の試行運行を実施をし、この４月より土曜日の運行を開始をしたところでございます。

現在、土曜日の運行を開始して５か月程度でございますが、土曜日の利用状況につきましては、平日の約５割の１便当たり４名程度の利用状況となっております。

また、日・祝日の運行につきましては、日・祝日は病院なども開いておらず、土曜日の利用者数より下がるものと考えております。そのようなことからも、当面は日・祝日を除く月曜日から土曜日の運行に注力してまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　それでは、再質問いたします。１問だけいたします。

ただいまバス運行の完全復活という私の質問に対しまして、現時点での町長の考えをお伺いいたしました。

確かに自治体の中にはバス運行の維持のために運賃の値上げ、あるいは運行本数の削減、また、こういうものを行っても、最後には運行の廃止などに追い込まれているところもあります。無理なことはできないということでもあります。それはよく分かりました。

そして、当面は日曜日・祝日を除く月曜日から土曜日までの運行に注力していくということでございまして、これも本当に理解できるところでございます。

町長が述べられて、改めて申し上げますけれども、地域住民、特に高齢者をはじめ、交通弱者にとって必要不可欠な交通手段をみんなで支えるという意識の下、効率的かつ永続的に運営を継続していくことを基本にするというのは、これは基本中の基本で、町長の思いであると思います。

今後もバス運行の完全復活については、ぜひ継続して検討していただきたいのですが、町長、循環バスの、先ほども連日運行という表現でございますけども、今後も毎年継続してこういうものを検討を進めていただいて、またこの町の発展に向けて、ぜひ継続検討というものをしていっていただきたいのですが、改めてお尋ねします。町長、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　当然、検討は常にいたしておるところでありますが、やはり利用者の全体状況を踏まえながら進めていかないといけないというふうに思っております。それが第一義かなというふうに思っておりますが、検討のほうは、常にどうあるべきかということは、連日運行も含めて頭の中で考えておるような状況でございます。

ひとつよろしくお願いいたしたいと思いますし、一点だけちょっとお話しをさせていただきたいと思いますけども、このバスを導入した経緯は、先ほども言いましたように、ＪＲバスが廃止になったということがきっかけでありますけども、当初は、日本の国じゃないんですけども、ハワイのオアフ島のほうにザ・バスというのがありまして、当時、私も乗車した経緯があります。１ドルバスということで運行されておったんですけれども、これはオアフの商店街、限られたところだけを、観光客も乗車したりするようなこともありますんで、そこだけを運行をしておるバスであったんですけれども、これを坂町へ導入をしたらいいんじゃないかというようなことがきっかけで進んでいきまして、長野県の須坂のほうにも先進事例があったので、勉強に行ったりした経緯もございます。

そういう中で、先般、こういう質問がありましたんで、ネットで調べてみますと、現在はハワイの１ドルバスはどこまで乗っても３ドルということになっておるようであります。

そういうような経緯の中で進めてきたわけで進めてきたわけでありますけれども、坂町では何とか運賃を低く抑えて、交通弱者をはじめとする町民の皆様の負担を軽減をするように、今、懸命に、皆、いろんな工夫をしながら頑張っておるのが実情でありますので、そこらもぜひとも受け止めていただいて、そしてまた、可能な限り議員がおっしゃったようなことにも我々もよくよく検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　それでは、６年生の児童の皆さんが退席いたしますので、暫時休憩いたします。

（休憩　午前１１時４０分）

（再開　午前１１時４３分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　１０番柚木喬議員から「認知症高齢者の対応は」について質問願います。

柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　「認知症高齢者の対応は」の件で質問させていただきます。

坂町第９期介護保険事業計画（令和６年から令和８年）においては、認知症高齢者の対策で「支援体制の充実」がうたわれております。そこで、疑問点をお聞きします。

１点目、内閣府の６５歳以上の認知症高齢者数の予測値は平成２４年４６２万人とされ、令和７年には６７５万人から７３０万人と予測され、およそ５人に１人が認知症になるとされております。町としての要介護（要支援）認定者数の推計として、令和６年度７１２人、７年度７１７人、８年度７２３人とされているが、認知症高齢者の数値を加味した数字かどうかを伺います。

２点目、人的施策においては「認知症初期集中支援推進チームのサポート体制」がうたわれ、推進チームの居宅訪問により早期受診を促すとされているが、前期の実績値、今期の目標値は幾らかを伺います。

３点目、認知症ケアパスの普及・活用については令和６年度に予算化され、対象者の実情把握、経過観察、支援内容など充実した内容と思われるが、今期３年間の方向性、目標値を伺います。

４点目、施設面の充実では、介護予防も含む小規模多機能型居宅介護施設の早期新設を望むが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「認知症高齢者の対応は」についてお答えをいたします。

本町の認知症施策につきましては、令和６年１月１日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に定める町の責務として、認知症の人が尊厳を守りながら希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた一人一人の人格や個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進をしております。

このような中、本町におきましては、本年６月に認知症について不安や悩みを抱えている人や家族、御近所や地域の皆様が認知症についての知識や相談窓口、サービスを分かりやすくまとめたガイドブックとして「認知症ケアパス」を作成し、現在、活用をしているところでございます。

御質問１点目の「要介護（要支援）認定者数の推計は、認知症高齢者の数値を加味した数字か」についてでございますが、介護保険事業計画における要介護（要支援）認定者数の推計は人口推計や高齢化率、認定率の推移などから試算をしており、この推計には認知症高齢者も含まれた数値となっております。

御質問２点目の「認知症初期集中支援推進チームの前期の実績値、今期の目標値は」についてでございますが、認知症初期集中支援推進チームは保健師や介護福祉士などの専門職が認知症の人やその家族に対して早期に関わり、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を集中的に行うことを目的といたしております。

本町におきましては、地域包括支援センターが認知症に関する相談対応を行う中で、まだ医療や福祉サービスを利用しておらず、早期の介入が必要とした場合に、認知症初期集中支援推進チームが集中的に対応することとしておりますので、今期の実績はまだゼロ件でございます。また、今年度の目標件数は３件でございます。

御質問３点目の「認知症ケアパスの今期３年間の方向性、目標値は」につきまして

は、認知症ケアパスを町内の出先機関や病院、坂町高齢者見守りネットワークに登録されている事業所等への配布、また、認知症カフェやいきいき百歳体操の場で皆様にお渡しするなど、様々な機会を通じて御覧いただくことで、御家族や御近所など身近な人に認知症を正しく理解をしていただき、また、必要な相談窓口やサービスなどを知っていただくことを目的といたしておりますので、目標値は認知症に関する相談窓口を６０％以上の方に知っていただくことといたしております。

御質問４点目の「小規模多機能型居宅介護施設の早期新設」についてでございますが、小規模多機能型居宅介護施設は同一の事業者がデイサービス、訪問介護、ショートステイを一体的に実施し、在宅での生活の支援を行う施設でございます。

今期の介護保険事業計画においては、介護サービス利用者や利用回数の推計から施設を新設する必要はないと見込んでおりますが、今後も介護サービスの需要と供給のバランスを見極めながら、新たな施設が必要な状況となった場合には、介護保険料への影響もあることから、住民の皆様の御理解をいただきながら、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　認知症患者のいわゆる推定の件がちょっと大きい上屋なんで、２問質問します。

いずれにしても情報がちょっと不足しているなと思うんですけども、繰り返しになりますけど、令和７年、来年７月２５日には認知症患者は約７００万人になるということをはっきり方々の情報からして言われてるんですね。特に令和７年には団塊の世代が７５歳以上となって、一挙にここで増えてくるよということです。６５歳以上の５人に１人が認知症になると試算されてるんですよ。これはどこの情報を見てもはっきり書いてあることなんで、これを認知症患者数に入れていないということが、私、ちょっと分からんのですが、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員）　中保険健康課長。

○保険健康課長（中　篤則君）　お答えいたします。

５人に１人が認知症になるという推計がございますが、今回の事業計画の中で介護の認定者数を推計しております。認知症の方全てが介護サービスが必要というわけではございませんので、認知症の方の数と認定者数は比例するというか、関連するもの

ではないということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　その辺が納得いかないんですが、実は今、認知症高齢者も含めた数値となっているということを言われたんですけども、例えば、今、この第９期の事業計画、これの７０ページにはっきり書いてあるんですけども、６年から８年度の認定者数は坂町は１１人の増で１．５％増だということをはっきり言われてますよね。

実は近隣他町をちょっと調べてみたんですが、これははっきり他町は認識されてまして、海田町は４．９％、約５％の増、これはあくまでも６年から８年度の認定者数の増なんですけども、熊野町では６．５％の増になってるのに、うちは何でこの１．５％なんだろうか。これ、対応数字がちょっと読みが浅いんじゃないかということを思うんですけども、これは見直すつもりはないんですか。

○議長（川本英輔議員）　中課長。

○保険健康課長（中　篤則君）　お答えいたします。

他町の情報につきましては、高齢者の割合であったり、認定率の推移とかございますので、他町とは同じようにはならないかと思っております。

また、今回の推計につきましては、いろんなパターンで推計ができるんですけども、これが一番妥当であろうという推計を出して計画に寄せておりますので、現在のところ見直す予定はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　残念。数字が変更にならなかったら対策がどうだいうことにならんかと思うんで、あくまでも認定者数は給付費のバランスでちょっとこれやってるんじゃないかということを勝手に私は思ったんですけど、それじゃいかんと思うんですね。保険料が高うなるとかいうようなことを言われましたけども、でもそこの町民の対処がまず先じゃないかと思うんですね。

３点目ですけども、ここに人的な施策いうことで伺ったんですけども、認知症初期集中支援推進チーム、これがいわゆる各戸に訪問して見つけ出していくんだということなんですね。厳密に言えば、やっぱりいろいろと保健師と一緒に訪問して、医師も

訪問して、その中に地域支援推進員が連携して認知症の患者を見つけて、早期発見、早期対応をしていくいうことですね。

それで、あとはくっついてくるのが、３点目の説明がありましたように、認知症ケアパスのほうに一定作成して、医療センターとかなんかにつなぐんですよね。そういうふうな形で私は勝手に思ったんですけど、それもええと思うんですよね。

それで、先方となる先に走る初期集中支援推進チーム、これが今の事業計画には載ってないんですよね。推進チームは令和５年に全国では１万６，４００人を訪問して、早期発見、治療に向かったとあるんよね。坂町は何か遅れてるなと思うんですね。

答弁いただいた内容では、目標値が令和６年で３件ですということですよね、これ。それで実績はないんじゃ。だけど３件、何とかくっつけるんじゃということを言っておられるんですけども、立ち上がりが物すごく坂町は遅いんですね。だから何かこの目標値はその３件じゃ少ないんじゃないかと私は勝手に思ったんですけど、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員）　中課長。

○保険健康課長（中　篤則君）　お答えいたします。

認知症初期集中支援推進チームは地域包括支援センター内に設置しておりまして、一体的に活動しておるところでございます。

高齢者の相談支援を地域包括支援センターが実施している中で、認知症に関する相談をお受けした場合に、まず地域包括支援センターとして対応いたします。その方がまだ介護や医療のサービスにつながっていない方であった場合は、初期集中支援チームが６か月を目安に、必要に応じて医療関係者等を集めて集中的に支援を行うものとしております。ですので、どこにも介護や医療のサービスにつながってない方であった場合にのみ件数が上がるというもので、どこかに既に医療機関にかかっていらっしゃる方であれば、その件数が地域包括支援センターのほうの件数で上がるということでして、坂町ではなかなかあまり毎年件数は上がらないと。

近隣の市町に聞いたところ、やはり同じようなことはありまして、令和５年度で言いますと、坂町は１件、府中町ゼロ件、海田町１件、熊野町１件と。

また、先ほど議員さんもおっしゃられました１万６，４００件という実績ありますけども、その件数を全部見てみますと、全国の３割の自治体では年間ゼロ件でしたので、なかなか全国的にも数字が上がらないという制度にはなっておるというところで

ございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　包括支援センターは、私が思うのに、町の姿勢だと思うので、先に走って見つけるいう形の初期集中支援推進チームだと思ってるんですが、そういう考え方はやっぱり前向きに持って、どんどん見つけていくいうような形にしてもらいたいと思う。これは私の勝手な言い分です。

次に、ちょっと４点目に行きます。

施設面の充実いうことで、設備については、朴訥に私は小規模多機能型居宅介護施設ということを提案させてもらったんですよね。これは答弁ではいろいろと今から利用回数の推計をして、施設の新設をすると見込んでおりますけども、今後のバランスを見極めながら慎重に検討する必要があるというような答弁だったんですね。それは何かこのことは既に前期、８期、５年以上前からこんなことは分析が行われておって当然じゃないかと思うんですよね。なかなかこういうふうな答弁をいただいても、ちょっと私も分からんのですけども、今はまさに対策の時期に差しかかってるんですよね。こういうふうな施設を造るかどうかにかかってるんですけども、これはちょっと、私、自分の提案なり分析結果をちょっと申し上げますんで、幾らかちょっと時間をください。要点をまとめてちょっと提案します。

まず、必要性の理由なんですけども、坂町にはこの施設がないんですね、まず。地域密着サービスに属するのが、本町にはグループホームと小屋浦特養しかないんですよね。そうですよね。それでサービス費が安いことで、１か月の定額制で会員制になってるんですよね、この施設は、そうですよね。だからその意味でサービス面は介護度じゃなくて予防から始まってるんですよね、この場合は、受入れが。介護予防の１、２、３から始まってるんですね。だからこの施設は何か必要じゃないかということが１点目ですね。

それから本町の現状ですけども、今の小規模多機能居宅介護がないと。地域密着サービスなんで町民限定なんですよね。いわゆる小屋浦特養とグループホームしか、今、２拠点で空きを待ってる状況であると私は思ってるんですね、だから、介護患者ですね。現状なんですけども、それから、全国の施設数を見たら、令和４年時点でも小規模多機能居宅介護は５，５７０施設あるんですよ。なのに事業施設がゼロなんですね。

それともう一つ、全国データと坂町の受給者による利用状況、何%の人が今の小規模多機能を使ってるかということなんですが、全国的には地域密着サービスは１７％で、そこの中に属するんですけども、坂町は８％、坂町の８％の中に小屋浦特養とグループホームがあるんですけども、残りの９％が賄い切れてない。だから、当然、今の小規模多機能で補うべきだということを思うんですけど、ちょっと結論として、今、いろいろと申し上げましたけども、担当部長にちょっとお聞きするんですが、今の施設状況では認知症高齢者をちょっと防ぎ切れんのじゃないかと思うんよね。るる申し上げましたけども、時期をかなり失しているわけですよ。だから今でも遅くはない。令和８年度は認知症高齢者が膨大に増えるんですよ。じゃけん、８年度に向けて、７年度は無理ですから、８年度に向けて小規模多機能居宅介護を設置すべきだと思うんですけども、担当部長、どのように思われますか。課長でも結構ですよ。

○議長（川本英輔議員）　中課長。

○保険健康課長（中　篤則君）　小規模多機能型居宅介護施設でございますけども、やっていただくことが同一の事業所でデイサービス、訪問介護、ショートステイというのをやっていただけると。認知症の高齢者の方で言いますと、同じ方が対応していただけるので、非常に安心感がある施設というふうには聞いております。

ただ、坂町内におきましては、デイサービス、訪問介護、ショートステイが、同一の事業者ではないですけども、いろいろな事業者がやっていただいておるので、サービスに関しては足りてないということではないとは考えております。

また、地域密着型の施設でありますので、坂町内にあれば、坂町の方が優先して使えると。ただ、近隣の市町にもこの小規模多機能型居宅介護施設がございまして、空きがあれば、他市町の同意を得た上であれば、坂町の人も使えると。何人かは使っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、特段、坂町内にないとどうにもならないというふうにも考えておりません。

また、やはり施設を建てるとなると、それなりに利用していただかないと、事業者の経営的にも難しいと。以前も考えている事業者があったように聞いておりますが、そういった関係で諦めたというのも聞いておりますので、ちょっと町内で経営するのは難しいんじゃないかなというふうに聞いております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　柚木議員。

○１０番（柚木　喬議員）　町長に最後に伺うんですが、いろいろと私の提案も間違っているかどうか分からんけど、ほとんどニアリーな感じがあると思うんですよね。

なかなか追いついてないということと、それから設備を造った場合は保険料に影響があるいうようなことは答弁で言われたんですけども、今の施設状況では認知症高齢者を防ぎ切れないんだと思いますよね。いろいろと議論を町長聞かれて、時期がどんどん遅うなったりするんで、何か対策を考えてほしいということが町長にぶつける話なんですが、ただ、こういうことがありますよね。政府のほうから令和５年８月、今年の８月、認知症の基本法が成立したんですね。その基本法には適切な医療を受けられるよう国や自治体が施策を講ずるとあるんですよね。講ずるとあるんですけども、坂町の現状は様々議論があったとおりで、脆弱だと私は思っとるんですけども、ぜひとも、町長、８年に認知症高齢者の波がやっぱり押し寄せてくるんじゃないかと思うんだけども、その辺の対策はどう考えられているか、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　先ほどから担当課長のほうも答弁をさせてもらっております。私も冒頭の答弁でも申し上げましたように、やはりこれからの状況をしっかり見極めながら、いわゆる需要と供給のバランスを考慮していった上で、なおかつ、そういう施設が必要という判断を下した場合には、当然、介護保険料にも影響してくるわけでありますので、これまでもグループホーム坂の折も、それから小規模特養こやうらの折も、各地区でそういう該当者を中心に説明会をさせていただきまして、介護保険料がこの施設を造ったらこのぐらい皆さんの負担が上がるんですよというようなこともしっかり御理解をいただいた上で建設もいたしておりますので、これからもそういうスタンスで進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後１時とさせていただきます。

（休憩　午後　０時０７分）

（再開　午前　１時００分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　１番折中　智議員から「ゴミ集積所に監視カメラを」について質問願います。

折中議員。

○１番（折中　智議員）　「ゴミ集積所に監視カメラを」の件についてお聞きします。

地域ＢＷＡは地域の公共のインフラ・福祉の活用に増進するものであり、河川管理など災害対策に活用されております。

一方で、カメラでの監視の需要は、主にごみ集積場の不法投棄対策、鳥獣被害に関するもの等、増えてきております。

一例として、横浜三部の横浜若竹こども園付近と地下道付近ごみ集積場は近隣住民以外からの不法投棄が多く、対策として住民での自費のカメラ設置につきましては、電源の確保と、スタンドアロンでない場合は何かのネットワークへ接続し、クラウド上へ録画保存することになりますが、実際には全国事業者の携帯電話会社（ＬＴＥ）との接続となり、工事・維持費用と作業が困難であります。

そこで、町当局にお聞きします。

１番、水尻・小屋浦地区にあるような地域ＢＷＡまたはＬＴＥ小型基地局と同様なものを各地に設置し、監視カメラと各ごみ集積所にカメラを設置してはどうでしょうか。

２番、将来的に地域ＢＷＡを高速大容量の通信を可能とするローカル５Ｇに更新し、様々な分野で活用してはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「ゴミ集積所に監視カメラを」の件についてお答えをいたします。

本町では廃棄物の適正な処理を推進するため、各地区住民福祉協議会の皆様の御理解、御協力をいただき、現在、町内１９０か所にごみ集積所を設け、焼却処分や再資源化等から「燃やせるごみ」、「粗大ごみ」など、５つの区分で収集を行い、それぞれ適正に処理しているところでございます。

御質問１点目の「ごみ集積所にカメラの設置は」についてでございますが、これまでもごみ出しのマナー違反に対して「監視カメラ設置」の御意見をいただいたこともございますが、集積所を利用している方を監視するようなことは住民感情に悪影響を

及ぼすことも懸念されることや、費用対効果の面でカメラの設置は難しいと考えております。

したがいまして、ごみの出し方のルールやマナーにつきましては、今後も引き続き、ポスターや広報さか、公式ライン、ｄボタンで啓発するとともに、職員によるパトロールを強化してまいります。

御質問２点目の「地域ＢＷＡをローカル５Ｇに更新し、様々な分野で活用してはどうか」についてでございますが、ローカル５Ｇは超高速・大容量の第５世代移動通信システムとして、地域の企業や自治体が自らの課題等の解決に向けて導入することが期待される新しい情報通信技術であります。

一方で、その活用については多くが実証実験段階にあり、導入と運用には高額の費用を要することから、実利用が進んでいないというのが現状でございます。

本町におきましては、地域のニーズや費用対効果を踏まえ、当面は既設の地域ＢＷＡシステムの有効活用を図ることを念頭に、様々な分野での利用について検討を進めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　折中議員。

○１番（折中　智議員）　ごみ集積所についてですが、先ほど申し上げましたこども園と地下道付近の集積所の現状を考えますと、現在、不法投棄、鳥獣被害により、ごみ収集された後に掃除をするんですが、それがほかの集積所に比べて非常に労力がかかっているという現状があります。

先ほど職員の方のパトロールを増やされるとお聞きしたんですが、実際、不法投棄というのが、自分も深夜、ちょっと見回りしてるんですが、大体午前零時から午前５時の間に捨てられてるというのがありますので、深夜もパトロールしていただけるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員）　窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野　稔君）　お答えいたします。

深夜のごみのパトロールなんですが、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　折中議員。

○１番（折中　智議員）　深夜は難しいと、今、お聞きしました。ですので、カメラも

パトロールも難しいというのであれば、せめて照明、近づいたら照明が光るようなものをつけたり、ちょっと代替策が何かあれば、後日でいいんで、ちょっと教えていただければと思います。

次に、ＢＷＡについてお聞きします。

ＢＷＡというのは、近隣の自治体さんとの関係もありまして、先にＢＷＡの申請をしたら、近隣の自治体さんもＢＷＡを使う場合は競合するので、調整が必要になってくるんです。先に設置したほうがコストが安いんです。先に近隣の市町村さんがＢＷＡを設置して、後から本町が設置するとなると、周波数をいろいろ変えたりして、コストがかかってくると思うんですが、近隣の市町村に先駆けてＢＷＡのほうの拡充をされてはと思うんですが、その辺りどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　鳴川政策監。

○政策監（鳴川雅彦君）　お答えいたします。

議員おっしゃるように、地域ＢＷＡというのは、地域という名前がついているとおり、地域の独自性を加味しながら、一つの行政区域内で使うという大変有効なシステムで、本町としても整備しているところです。

ただ、これにつきましては、この制度自体が自治体が設置するというよりも、民間の事業者さんが設置して、自治体と協定などを結んで、公共の福祉にも合致するような目的で使っていただくということですので、一概に自治体の要望だけでほかにＢＷＡを増やすというのは少しは難しい点がある。その点につきましては、本町におきましては、中電工さんのほうが免許人となっておりますので、そちらの事業者さんとよく協議した上で、その事業内容、また、サービスということになりますので、町との要望等も加味しながら、比較考量して、増やす場合は増やすということも検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　折中議員。

○１番（折中　智議員）　先ほど民間の事業者さんと組んでやられるとお聞きしました。先ほどのお答えですと、恐らく近隣の市町村さんとの電波の干渉ですかね、そういったものはないと考えてもいいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　鳴川政策監。

○政策監（鳴川雅彦君）　電波につきましては、これは決まった周波数帯がございまし

て、どこを使うかというところは総務省のほうで検討することになると思います。当然干渉もありますけれども、特に坂町の地域で言えば、周りに山もあったりとかしますので、割と平野があって、他の地域に電波が飛んでいくというような状況でもないので、ある程度、割と使いやすい地域ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　折中議員。

○１番（折中　智議員）　電波の干渉については分かりやすくお答えいただきました。

最後にお聞きします。

デジタル５Ｇについてなんですが、こちらのほう、恐らくなんですけど、現状のＢＷＡと似たようなシステムとお聞きしておりまして、現状の地域ＢＷＡについても、電波の届く範囲、俗に言うセルですよね、こちらの大きさとデジタル５Ｇのセルの大きさ、こちらも似通っておりまして、基地局の位置も大体一緒というふうに聞いておりますので、現状の地域ＢＷＡ、俗に言うＴＤＬＴですよね。こちらから５Ｇのほうですよね、恐らくＳｕｂ６だと思うんですが、こちらのほうの移行というのは、ミリ波が、純粋な５Ｇに比べたら、自治体５ＧへのＳｕｂ６使用のほうが移行が容易だと思うんですが、その辺りをちょっと教えていただければと思います。

○議長（川本英輔議員）　鳴川政策監。

○政策監（鳴川雅彦君）　お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、ローカル５Ｇについては、先ほど町長の答弁にもありましたように、次世代の通信ということで、非常に期待されているシステムでございます。

この特徴が非常に超高速、超低遅延、多元同時接続ということで、非常に高性能なものになってございまして、具体的には、例えば２時間の映画フィルムですと、現状、ＬＴと言われる基地局経由でダウンロードすると大体２時間かかるものが、ローカル５Ｇを使うと２秒から３秒程度で下りるという、大変高度なものになってます。

ただし、この制度といいますのは、ある程度、制限された地域でのエリアでの利用を想定しておりまして、例えば自己が所有する工場内、あるいは建物、それから農場とか、そういったところで機械の遠隔操作でございますとか、トラクター等の自動運転とか、そういったところで使うことを想定されておるものです。ですから、町域という全体の広い中でこのローカル５Ｇを使ってやるというところは、まだちょっと技

術的には難しいものもありますし、制度的な面での制約もございますので、その辺は慎重に考えていく必要がございますが、ただ、現状のＢＷＡにつきましても、まだ容量的にも河川カメラしかつながっておりませんし、あとは坂町の災害伝承ホールのほうにＷｉ－Ｆｉを入れておりますので、それ以外にも十分使える余地がございますので、まずはそちらのほうを有効的に使うということをやってみて、さらに進んだ事象をやるということであれば、ローカル５Ｇも検討に入れて、総務省と協議を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　７番安竹　正議員から「高齢者の健康寿命に係る顕彰制度について」質問願います。

安竹議員。

○７番（安竹　正議員）　「高齢者の健康寿命に係る顕彰制度について」御質問いたします。

健康長寿社会の実現に向けた取組の一つとして、健康の保持・増進につながる取組を推進するため、以前にも一般質問で議題に上がった高齢者活動をポイント制度化について再度お伺いいたします。

広島市が平成２９年９月に始めた介護予防事業を参考に、百歳体操や趣味の活動への参加は１回１ポイント、地域の子育て支援などには１回最大４ポイントなどと活動をポイント化しております。ポイントは年１００ポイントを上限とし、１ポイント５０円から１００円で、１万円を上限に奨励金制度を設けてはいかがでしょうか。「高齢者いきいき活動ポイント手帳」の発行を再度検討されてはいかがでしょうか。町の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「高齢者の健康寿命に係る顕彰制度について」お答えをいたします。

広島市で実施されている「高齢者いきいき活動ポイント事業」は、自らの健康づくりや地域支援のために行う活動を奨励するもので、活動実績に基づき付与されるポイント数に応じて奨励金を支給をする事業でございます。

本町では、昨年度、第１０期高齢者保健福祉計画及び第９期介護保険事業計画を策定し、その際に実施しましたアンケート調査では、「定期的に体を動かすためには、

どんなことが必要だと思いますか」という質問に対して、「自分が健康でありたいという気持ち」が６３．９％で最も多く、「ポイントがたまるなどの特典」につきましては６．７％でございました。

各種事業への参加等に対しまして奨励金を支給するという制度につきましては、多くの財源を必要とするため、老人クラブ連合会や各地区の老人会の皆さんなど、より多くの対象者の御意見をお聞きをしながら、また、実施する場合の財源として、介護保険事業の地域支援事業で実施した場合には保険料の増額にもつながるため、慎重に検討することが必要であると考えております。

今後も町民の皆様が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていただけるよう、町民の皆様と行政が役割分担を行い、「公助」に頼るだけではなく、地域における「自助」、「互助」、「共助」による地域共生社会を目指す中で高齢者施策を進めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　安竹議員。

○７番（安竹　正議員）　町長の言われることはよく分かります。財源の問題だろうと思うんですが、健康づくりや各町内会の役員の成り手不足やら、困っている各町内会の運営活動への参加に応じて奨励金制度を設けることにより、生きがいや地域活動に参加するきっかけになると思われ、それによって健康寿命を延ばし、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料軽減にもつながるのではないでしょうか。

そこで、この財源問題でありますが、国やら県補助を受ける方法とかいうものはお考えになったことがございますでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　中保険健康課長。

○保険健康課長（中　篤則君）　お答えいたします。

近隣の広島市、府中町、海田町、熊野町、実施されておるところにお聞きしたところ、この事業は介護保険の特別会計の地域支援事業というところで実施されておると聞いております。

地域支援事業は上限額が定められておるんですが、上限額の範囲内であれば、国から２５％、町と県が１２．５％、６５歳以上の方の保険料から２３％、４０歳以上、６４歳以下の方の保険料から２７％という費用負担で支出するものでございますが、坂町におきましては、地域支援事業は上限額いっぱいまで利用して、介護予防サービ

スとしてのヘルパーやデイサービス、それから海田町と共同で実施している通所型短期集中予防サービスＣ事業や筋力アップ教室、１００万歩歩いて元気になろう会等の事業を実施しておるため、その上でこの高齢者のポイント事業を行った場合は、全てが保険料からの支出となってしまいますので、現在、６，１００円月額頂いておる保険料がもう少し多くなってしまうと。また、今後、第１号被保険者数が減少していく見込みとなっておりますので、介護保険料がどんどん高くなっていくのではないかということを考えております。ですので、いろんな事業を考えながら、介護保険料や給付費の抑制、ポイント事業を前提とするのではなく、いろいろと研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　安竹議員。

○７番（安竹　正議員）　よく分かりました。そういうことで、無理ということは承知の上で、またこういう質問をさせてもらったんですけども、無理のない範囲で、坂町としての独自の政策、こういったものを考える余地があるんではないかなとは思うんですが、最後に町長、御答弁をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　考える余地ということでありますけども、先ほども保険健康課長が申しましたように、町では恐らく安芸郡４町、広島市を含めまして、全体的なサービスを比較しますと、坂町のほうが幅広いサービスを実施をしているというような状況もございます。

そういう中で、例えば、今、坂町では敬老会も実施をいたしております。これにも年間３３０万円ぐらいかかるんですよね。そういうこととか、るる、他の自治体が、今、実施をしてないものも高齢者向けに実施をいたしておりますので、そこらのことを踏まえて、該当する高齢者の皆様が本当にこのポイント制度へそういう財源を移行してやってほしいというような強い御要望が老人クラブなり、あるいは老人クラブ連合会を含め、該当する住民の皆様から出れば、いろいろ検討の余地もあるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　２番岡村繁範議員から「坂町の有害鳥獣対策について問う」について質問願います。

岡村議員。

○２番（岡村繁範議員）　「坂町の有害鳥獣対策について問う」の件について。

本年、坂地区に設置した捕獲おりでは、４月７日の設置から僅か２か月弱で１３匹の猿が捕獲されました。駆除班の方いわく、県内でも大変高い捕獲実績となったと伺い、坂町の有害鳥獣対策への迅速な対応に感謝し、地域住民の方からも大変高く評価されています。

また、捕らえた１匹にはＧＰＳを装着し、生息エリア及び行動範囲も調査済みとお聞きしました。

そこで、まず１点目ですが、ＧＰＳを装着した猿の生態について、専門家を交えた調査済み内容から見る今後の対策案を伺う。

続いて２点目ですが、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金制度には、捕獲おりの支援金及び人材の育成支援など、様々な交付金制度が設置されていますが、本交付金制度において、坂町としてこれまでの金額を含めた具体的な活用実績を伺う。

最後に、永続的な有害鳥獣対策を行うため、本制度を活用し、町内の駆除員の育成、増員への制度活用も検討いただきたいが、これ以外にも総合的に今後の制度活用の計画があればお示しください。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「坂町の有害鳥獣対策について問う」の件につきましてお答えをいたします。

本町では、有害鳥獣対策といたしまして、駆除班による捕獲や、柵の設置等の侵入防止対策を実施する農地所有者への補助金など、農作物の被害軽減に取り組んでまいりましたが、近年では猿による農作物被害が多く報告されるようになっております。

こうした状況に対応するため、令和５年度に坂町有害鳥獣駆除対策協議会を設置し、本格的に取組を進めているところでございます。

こうした中、協議会による猿捕獲対策が功を奏し、現在、３０頭の猿を捕獲をいたしております。猿の出没情報が多かった場所に囲いわなを設置できたことや、餌の常備などが短期間での大量捕獲につながった一因であると考えております。

これら対策により、農作物被害の軽減や地域住民の不安低減に資することができているものと考えており、現状の取組に手応えを感じているところでございます。

御質問１点目の「ＧＰＳを装着した猿の生態について専門家を交えた調査済み内容

から見る今後の対策案」についてでございますが、現在、捕獲した猿にＧＰＳを装着し、山へ放ち、猿の行動範囲や出没場所などを把握するための位置情報を収集いたしております。今後はこの情報を基に出没状況や被害状況を調査し、その結果を地図上に表示し、猿の行動範囲などの生態や、出没時の対処方法などを町民に分かりやすく情報提供をいたす予定でございます。

また、猿の行動範囲は本町の山林だけでなく、他市町まで広範囲に及んでいるため、近隣市町との広域的な連携による対策につきましても検討してまいりたいと考えております。

御質問２点目の「本町の鳥獣被害防止総合対策交付金の金額を含めた具体的な活用実績」についてでございますが、令和５年度は町民に対する猿対策講習会の開催等に５７万円、猿捕獲用の囲いわな１基に８６万９千円、合計１４３万９千円の活用実績がございます。

また、令和６年度におきましては、猿対策講習会や農作物被害を受けた町民に対する現地指導支援などに２３万６千円、囲いわな１基に８６万９千円、ＧＰＳを活用した調査等業務に１４７万１千円、有害鳥獣の捕獲に対する駆除班への活動経費に１０１万円、合計３５８万６千円の交付決定を受けております。

なお、これら事業費に対する県補助金の補助率は、令和５年度が２分の１で、令和６年度が１０分の１０でございます。

御質問３点目の「今後の制度活用の計画」についてでございますが、現在実施をいたしております本町の鳥獣被害防止対策の結果を踏まえ、これらを検証、分析し、国や県の制度を積極的に活用しながら、より効果的で本町の実情に合った対策を講じてまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の駆除員の育成、増員につきましては、町独自の施策といたしまして、駆除員に対する講習会を例年実施をいたしており、増員につきましても、駆除班の体制や被害状況などを勘案し、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

引き続き、地域住民をはじめ、国・県などの協力をいただきながら取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　岡村議員。

○２番（岡村繁範議員）　答弁内容によって、今回、累計３０匹の猿の捕獲があったと、大変すばらしい御報告をいただきました。行政の対策に対しましても、本当に称賛に値する実績かと思います。

また、住民の生活を守るには、捕獲以上の対策はないかと思うので、引き続き、制度の有効活用をお願いいたします。

また、答弁の内容であった、例えば令和５年度が１４３万９千円で補助率が２分の１、令和６年度が３５８万６千円、補助率が１０分の１０とありますが、令和５年度と令和６年度の補助率の２分の１と１０分の１０の差について、ちょっと御説明いただければ。

○議長（川本英輔議員）　山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本　保君）　お答えいたします。

令和５年度につきましては、鳥獣被害の協議会を設置をいたしましたけども、その中で駆除支援員を報償費に位置づけておりませんでしたので、県費が１０分の１０の対象になっておらず、令和５年度の年度途中に条例改正をいたしまして、対象になりましたので、令和６年度からが１０分の１０になったものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　岡村議員。

○２番（岡村繁範議員）　それでは、２点目なんですけど、駆除班に対する報償費についてですが、再度、確認のため、坂町での猿とイノシシについて、２点ですけど、報償費の詳細及び駆除班の緊急出動に伴う報償費とこれまでの出動実績も併せて教えてください。

○議長（川本英輔議員）　山本課長。

○企画財政課長（山本　保君）　お答えいたします。

駆除員に対する報償費の詳細についてということでございますけども、猿の捕獲につきましては、町のほうから報償費といたしまして、猿１匹につき１万円、また、協議会のほうから猿１匹につき８千円、合計１万８千円が支払われております。

また、イノシシにつきましては、町のほうから１頭につき５千円、協議会から１頭につき７千円の合計１万２千円でございます。

また、緊急出動につきましては、令和５年度に１件ございまして、ハクビシンを１頭捕獲しましたけども、その際に６，５００円をお支払いいたしております。

また、今年度につきましては、猿が１件、水尻地区に出没しまして、そちらに緊急出動いたしまして、８千円をお支払いいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　岡村議員。

○２番（岡村繁範議員）　最後になりますが、有害鳥獣問題における最大の問題は農作物もあるんですけど、食料を求めて猿やイノシシなどが居住区や通学路などへの出没により、住民や子供たちへ危険を及ぼすことだと思います。無論これらは行政責任の下のみで解決することではないかと思いますが、永続的な安全対策のために、いわゆる行政と住民がどう解決していくのか、これまで専門家と連携した中での、現状、アドバイスやお考えがあれば、最後、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　山本課長。

○企画財政課長（山本　保君）　国や専門家からはこういったイノシシや猿が農地や市街地に出没しないようにするためには、３つの対策を徹底することが重要ということで、１つ目が捕獲、２つ目が侵入防止、３つ目が生息環境の管理ということで、１つ目の捕獲につきましては、有害鳥獣駆除班が捕獲いたしておりまして、イノシシにつきましては、例年、百数十頭捕獲しておりますし、本年度につきましては、先ほど申し上げましたように、猿も３０頭ほど捕獲いたしております。

また、今年度につきましては、植田地区に猿が多く出没しているという情報がございますので、新たに植田地区に猿用の囲いわなを１基、設置するよう発注いたしております。

また、２つ目の対策の侵入防止につきましては、こちらは住民さんに御協力いただかないといけないんですけども、農地を所有されている方がネットや金網などを設置をしていただければと思います。

また、猿に対しては電気柵が非常に有効ということでございますので、町のほうでは設置にかかる費用の一部を補助金を交付いたしておりますので、補助金を活用していただいて、設置していただければと思います。

最後に、生息環境の管理ということでございますけども、例えば収穫しない柿の木とか、そういったものがあると、猿が寄ってきますので、食べなくても実は取っていただくとか、柿の木は収穫しないのであれば、伐採をしていただくなどしていただければ助かります。

また、猿が出没した際には、可能な範囲で追い払いをしていただいて、人間が怖い存在であるということを猿に覚えさせることが非常に重要とのことでございます。

以上、３つの対策を地域ぐるみで地域の方々と一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

また、今年度、新たな取組といたしまして、農地等被害に遭われた方に対しまして、町の協議会が現地に専門家を派遣いたしまして、出没原因の調査とか今後の対策についてアドバイスをさせていただきますので、もしそういった方がいらっしゃったら、企画財政課のほうに御連絡いただければと思います。

以上でございます。

議長（川本英輔議員）　５番向田清一議員から「生活困窮子育て世帯への支援について」質問願います。

向田議員。

○５番（向田清一議員）　「生活困窮子育て世帯への支援について」。

依然、円安、物価高騰で生活困窮者が増大し、著しく生活が追い詰められており、この状況下での公的支援が急がれます。

また、夫婦共働きが当たり前の時代となっており、留守家庭児童会の役割も非常に大きいものと考えます。

幸いにも子供の医療費助成は高校まで拡大され、所得制限も撤廃され、非常に喜ばれています。給食費も、現在、材料費の高騰分を町が補助しておりますが、無償化に向けて改善が待たれます。

このような状況下で就学援助の助成改善、留守家庭児童会の点について御質問いたします。

１つ、就学援助の利用者数、生徒数に対する利用率を５年間遡って報告いただき、減少原因の分析はどのように考えているのか。

２つ、広島市、府中町などはどれぐらいの収入だったら受給できるか、世帯状況による収入の目安を提示している。ホームページや公式ＬＩＮＥで広報活動が必要ではないのか。

３つ、物価高騰対応重点支援給付金などはプッシュ型で町のほうから案内を出している。個人申請を待たず、所得、医療・扶養情報なども町は把握しているため、町のほうから就学援助対象であることを案内すべきでは。

４つ、留守家庭児童会「長期休業期間限定入会」の案内が広報６月号に掲載され、期待の大きい制度案内と思いました。新たにどれほどの入会者が増加したのか、児童館ごとに、また、定数に対する入所率も伺います。

５つ、児童館の開始時間、終了時間を両親の仕事の関係で延長してほしい要望が寄せられており、海田町などでは、長期休暇中は７時半から１９時の延長で実施されていますが、坂町でも対応できないでしょうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　「生活困窮子育て世帯への支援について」の件についてお答えします。

経済的理由から就学が困難と認められる小中学生の保護者を支援することにより、子供の学びを支える制度として就学援助制度、また、放課後、保護者が就労等により家庭で保育できない児童の健全な育成を図る場としての留守家庭児童会について御質問をいただきました。

御質問１点目の「過去５年間の就学援助の利用者数、利用率、減少原因の分析」についてでございますが、令和元年度児童生徒数１，１５１人に対し、受給者２２８人、受給率１９．８％、令和２年度児童生徒数１，１０７人に対し、受給者２１２人、受給率１９．２％、令和３年度児童生徒数１，０９６人に対し、受給者１９７人、受給率１８．０％、令和４年度児童生徒数１，１１６人に対し、受給者１９２人、受給率１７．２％、令和５年度児童生徒数１，０５２人に対し、受給者１９５人、受給率１８．５％でございます。以上の状況から、就学援助費受給については減少しているとは捉えておりません。

御質問２点目の「広報活動が必要ではないか」についてでございますが、毎年４月に全児童・生徒の保護者を対象に案内を配付しており、次年度就学予定の世帯については、１０月実施の「就学児健康診断」時に全世帯に案内を配布いたしております。

また、坂町ホームページへも掲載し、周知に努めております。

なお、公式ＬＩＮＥ上での広報についても併せて行ってまいりたいと考えております。

収入の目安の提示については、収入額が基準ではなく、世帯構成、世帯員の年齢等により認定基準が異なるため、目安の提示により誤解を招くことも予想されるため、

本町では個別に相談を受け、丁寧に対応しております。

御質問３点目の「個人の申請を待たず、町から就学援助対象者であることを案内すべきでは」につきましては、現在、全世帯へ案内しております。しかしながら、申請につきましては、各保護者のお考えがございますので、保護者の自主的な申請となります。

また、個人情報保護の観点から、この申請の審査に際し、個人情報の閲覧について、申請書にて同意を得ております。

今後も民生課との連携を密にし、必要な方が制度を利用でき、制度の目的が達成できるよう努めてまいります。

御質問４点目の長期休業中限定入会で、「児童会毎に新たにどれほどの入会者が増加したのか」、また、「定数に対する入会率は」についてでございますが、坂地区の児童会は新規入会７名、定員に対する全体入会率が５８％、横浜地区の児童会は新規入会１４名、定員に対する全体入会率が６０％、小屋浦地区の児童会は新規入会が３名、定員に対する全体入会率が４０％となっています。

御質問５点目の「児童会の長期休業中の開始時間、終了時間の延長」についてでございますが、現在、延長時間及び受入れ体制等の検討をしているところでございます。こちらにつきましては、詳細が決まり次第、教育委員会会議に諮って対応していきたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　向田議員。

○５番（向田清一議員）　坂町は全校生徒に就学援助の案内を配布していただいていること、ホームページに掲載されていること、非常によいことと思います。しかしながら、案内が不十分です。

就学援助を受けることができる方は、坂町では３項目、１つは生活保護を受けている方、要保護世帯、２つ目に要保護世帯に準ずる程度に困窮している方、準要保護世帯、３つ目にその他、町教委が特に必要と認める方とあります。これも準要保護世帯。これではどのような家庭が受けられるか分かりません。

府中町は就学援助を受けられる方は具体的に７項目、海田町は８項目、熊野町は１０項目にわたって詳細に記載されています。しかも世帯数に対してどれぐらいの収入で就学援助が受けられるか、金額も表示しています。府中町ではどの程度の収入なら

就学援助が受けられるのか、生活保護の１類、２類の額を表示し、児童生徒の加算をして計算式を表示しています。誰でも計算できるようになっています。

坂町の準要保護世帯では、どのような方が対象で、どの程度の収入がある方が対象になるか分かりませんので、改善が必要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　お答えいたします。

坂町のほうの就学援助制度のほうを受けられる方というところに関しましては、大きくでしかホームページ等では書いておりませんが、坂町に在住し、坂町立学校に在学及び就学予定の児童等の保護者に対して支給すると書いております。というのが、他町のホームページも見せていただいております。議員さんのおっしゃられたように、計算式等とか、あと世帯による最低生活費の計算等も書いておりますが、なかなかこれが専門でないものから見ると、計算というのがとても難しくて、逆にこれをぱっと見て、うちはここには該当しないわという形で申請してないという方もおられます。

実際、府中町さんのほうがとても詳しくホームページに議員さんがおっしゃられるように書いておられますが、受給率のほうを聞いてみますと、今年度でいくと児童生徒数のほうが４，４７５人、申請が７３７人の認定者が６５９人と、受給率のほうが１４．７ということになっております。詳しく丁寧にされているとは思うんですけども、なかなか見られる方というのが、ほかの事業もそうですけども、分かりやすく、そして誤解のないようにが一番だと思います。ですので、町のほうは御案内のほうを必ず皆さんのほうに世帯に配布しまして、必ずそこに、分からないことがあれば教育委員会のほうに問い合わせてくださいという形で書かせていただいております。

それで、現在でもかなり問合せのほうが来ております。恐らく所得で絶対駄目だろうという方も申請をされております。必ず申請をされて、町の審査を受けて判断してもらうようにというのが漏れのない制度の受給だと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　向田議員。

○５番（向田清一議員）　今、言われたことも分からんことはないんですが、就学援助の町からの案内に対して、各保護者の考えがあるので、保護者の自主的な申請に任せていると書いてありました。生活が非常に緊急に困っている家庭に対しては手を差し伸べるべきだと思います。そのことから、児童扶養手当、非課税世帯の児童数はどれ

ほどあるか、就学援助との比較対象してどうなのか、そこ辺をちょっと教えていただけますか。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午後　１時５１分）

（再開　午後　１時５２分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　河野民生課長。

○民生課長（河野宏明君）　お答えいたします。

児童扶養手当の令和５年度の対象人数は１，８９７人となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　児童扶養手当と就学援助制度の受給率に関してですけども、児童扶養手当のほうは１８歳までの子供さんを扶養されている母子家庭、父子家庭の方が頂いていると思います。ですので、児童扶養手当を頂いている方が全員就学援助のほうを受けられているということはないんですけども、うちのほうがちゃんと管理しているものに関しましては、児童扶養手当を受けられている方は、就学援助のほうは必ず受けられております。というのが、やはり児童扶養手当のほうを民生のほうで受けられた場合、必ず就学援助制度の説明と、申請と受付を必ず漏れがないようにしておりますので、児童扶養手当を受けているのに、小学校、中学校に在学されている方が就学援助制度を受けられてないということはまずもってありません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　向田議員。

○５番（向田清一議員）　今、言われたことで、児童扶養手当が１，８９７だったですかね。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午後　１時５４分）

（再開　午後　１時５４分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　向田議員。

○５番（向田清一議員）　それに対して、１，０５２人が令和５年度に受けていらっしゃるということだったので、今、言われたことと違うんじゃないかと思いますので、これは後、検討してください。

次の質問に移ります。

就学援助を受けている方は生活保護を受けられる方、要保護世帯に準ずる程度に困窮している者、その他、町教委が特に必要と認めるとあります。この準要保護世帯はどのようなものか、生活保護を基準にされていますが、この制度は平成３０年度から段階的に年々変更されていますが、いつの時期が基準で、控除額はどれほどあるか、具体的にお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　準要保護世帯というものは、生活保護に準ずるということで、それぞれの市町で就学援助のほうの認定を受ける基準というものが決まっております。

坂町のほうでは、平成２５年の生活保護の基準額を基準としておりまして、その生活保護の基準額でそれぞれの世帯がそれぞれの年齢に合った最低生活費のほうを計算いたします。その計算によって、坂町の場合は世帯の１年の生活するお金のほうが１．３未満という形で、１．３未満であると認定するということにしております。

ちなみに他市町におきましては、やはり平成２４年、平成２５年の基準額を基準にしておりまして、府中町であれば１．２以下、海田町は１．１以下、熊野町が１．１以下となっておりますので、坂町のほうが基準というか、認定の幅は広く取っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　向田議員。

○５番（向田清一議員）　控除額が抜けていた。具体的に控除額は何と何と何ですか。

○議長（川本英輔議員）　見田課長。

○学校教育課長（見田容子君）　就学援助の制度の審査におきましては、控除額というものはなく、先ほど申しましたように、生活保護の最低生活費を基準にしております。

控除額を考えるものに当たりましては、所得を見るときに、その世帯の前年度課税のほうの控除額を見ます。具体的には社会保険控除と、医療の控除と、税のほうの控除に当たる扶養控除以外のものが控除額を見て、そちらのほうを控除して所得のほうを計算しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　向田議員。

○５番（向田清一議員）　留守家庭児童会の件で、議会だより作成のために坂のひまわり児童会の見学をしました。生徒さんが授業が終わったら、順次、帰られて、席に着いて、自ら宿題に取りかかっていました。騒ぐこともなく、皆さん、一生懸命宿題に取りかかっていました。分からないことは隣の人、指導員に相談していました。宿題の終わった人は、静かに本棚から本を出して読んでいました。すばらしい光景でした。

一方、平成ヶ浜の住宅では、授業が終わって、早く帰った子供が、通路のエントランスで四、五人がゲームを腹ばいになって夢中になってやっていることもありました。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第１条２項に、児童が明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保護するものとあるとあります。坂町では町長がよく誰一人取り残すことないと言われますが、留守家庭児童会に落ちこぼれがないよう、対策がどのようになっているかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君）　お答えいたします。

留守家庭児童会におきましては、こちらにつきましては、入会要件といたしまして、保護者が共働き等の理由により、夕方くらいまで家にいないということが条件になっており、その家庭からの申請により入会が決定をいたしております。現在、待機児童もございませんし、入会を希望される方については、今のところ全てが入っているような状況でございます。

もちろん入会要件に合わない場合はお断りをする場合はございますけども、そこのところについては、今の留守家庭児童会のほうがいい具合に生活をしていた。片や家のほうでは児童が腹ばいになってゲームをしていたというところについては、ちょっとそこがリンクするようなものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員）　６番末吉克巳議員から「遠方から通う生徒に対する通学支援を検討しては」について質問願います。

末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　「遠方から学校に通う生徒に対する通学支援を検討しては」の件について質問いたします。

現在、坂町では、小屋浦地区、北新地地区、水尻地区から坂中学校に通う生徒は定期券など通学支援を受けて通学しております。しかし、同じ町内でも地域によって通学支援を検討する必要があるのではないかと思われる地域があります。

北新地地区は坂中学校から北新地地区までの距離が約２．３キロあり、通学支援による町内循環バス回数券が支給されているため、通学の負担が軽減されています。

一方、上条地区は坂中学校から上条地区までの距離が約２．３キロと北新地地区とほぼ同じ距離ですが、通学支援が実施されておりません。上条地区の場合、坂道があるため、通学の負担がさらに増しています。運動系の部活に所属している生徒の状況を考慮すると、問題は一層深刻です。授業を受けた後、部活動を終えて疲れた状態で帰宅することになります。特に夏は気温が高く、熱中症のリスクがある中での帰宅は大変です。また、冬では日が落ちるのが早く、暗い中での帰宅は安全面でも大きな問題となります。このような状況下で、上条地区の生徒が通学支援を利用できないことは、安全と健康の観点から対応が求められます。

以上の現状を踏まえ、以下の点についてお伺いいたします。

１、地域ごとの通学距離や通学時間を考慮し、現在の通学支援が適切かどうかを再評価しているか。

２、上条地区を通学支援対象地域として検討する必要があると思うが、関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員）　枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　「遠方から学校に通う生徒に対する通学支援を検討しては」の件についてお答えします。

児童生徒の通学に当たっては、通学距離や通学時間などの通学条件を考慮し、児童生徒の負担面や安全面に留意する必要があります。

御質問１点目の「中学生に対する通学支援が適切かどうか再評価しているか」についてでございますが、まず、現在の状況について御説明いたします。

小屋浦地区の生徒は２４名がＪＲの定期券を利用しており、北新地地区の生徒は８名が町内循環バスの回数券を利用しております。この町内循環バスによる通学支援は、交通量の多い道路を通らざるを得ない北新地地区に居住する生徒に対する「通学時の安全確保」を目的として実施しております。他の地域につきましても、児童生徒の負担面、安全面を考慮し、通学支援の再評価をしているところでございます。

御質問２点目の「上条地区を通学支援対象地域として検討する必要があると思うが」の件につきましては、御指摘のように、北新地地区と同じ２．３キロメートル通学距離を有する上条地区の中学生については、国が示している通学距離の基準である小学校で４キロメートル以内、中学校で６キロメートル以内という範囲内であり、現時点においては支援地区の拡大は考えておりません。

しかしながら、上条地区の生徒のバス通学は禁止しているわけではなく、体調面や安全面を考慮して、保護者や生徒の希望があれば、通学手段とすることは可能でございます。

今後とも通学支援の有効性の確認やニーズ、状況把握に努めながら、必要に応じて関係課と連携し、施策の見直しを検討してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　このたびの一般質問ですが、上条地区の保護者から、上条地区から坂中学校に通う生徒に通学支援をどうにかなりませんかという要望を受けまして、このたび一般質問をさせていただきました。

バス通学を禁止しているわけではなく、体調面、安全面を考慮して、保護者や生徒の希望があれば通学支援は可能という、そういった答弁をいただきましたが、今後、保護者から希望があると思いますので、しっかりと対応のほうをよろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員）　枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　今の私の答弁ですけども、体調が悪い状況があれば通学支援が可能ということではなくて、通学することは可能であるということでございますので、支援は考えていませんということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　じゃあ、通学は可能ということで、そういった場合は、しっ

かりと対応のほうをよろしくお願いします。

現在の中学校に通う生徒の状況ですが、夏場はすごく暑く、部活の荷物なども非常に重たい荷物を持っての通学の状況でございます。

昨年の７月に山形県の中学２年生の女子生徒が部活動の後、帰宅途中で熱中症で倒れて死亡したという事故が起きております。上条地区に限らず、上条、植田地区とか、浜宮の端のほう、あと鯛尾地区、そういった遠方に限らず、近場から通う生徒、そういった生徒に対して、現在、何か対策をされているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　見田学校教育課長。

○学校教育課長（見田容子君）　お答えします。

近年の猛暑による気温の上昇、熱中症のリスク、また、事故とか防犯についてということになりますと、子供たち、上条地区とか鯛尾地区とか遠方の地区に限らず、坂町で学校に通っている子供たちが各家庭から元気に学校へ来て、元気に学校から帰るということは、本当に教育委員会にしても、学校にしても、御家庭にしても、安全面には配慮しないといけないと考えております。

熱中症対策につきましては、一応、子供たちには、小学校でも帰るときには必ず健康チェックというか、大丈夫かというところと、お水のほうを持ってるかというところも確認いたしますし、必ず下校時には、何かしんどいことがありましたら、近所の人でもいいので助けを求める、あるいは１人で帰らない、必ず誰かと一緒に帰るという形の指導もしております。

部活については、部活動の始まりもですけども、終わりも必ず健康チェックをいたしまして、必要に応じては、塩のタブレットを渡したりとか、ポカリスエット等の飲料水を、常時、養護のほうも部活のほうもちゃんと配置しておりますので、健康のほうでちょっとだるいかなという子には、必ず配慮して、そういうものを渡して帰らすということを学校では心がけていただいております。

あともう一つは、家庭のほうもどうしても御協力いただかないといけないと思います。水筒の量がどのぐらい減ってるかとか、子供の体調管理等も学校と連携いたしまして、安全・安心で学校に通ってもらうよう、教育委員会のほうも努めてまいりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　末吉議員。

○６番（末吉克巳議員）　そういった対策をされとるいうことで、現在は通学支援を再

検討されているということでしたので、今後ともしっかりと再検討、そういった遠方から通われる生徒、そして、近隣からも通われる生徒、そういった登下校に対する対策、そういったものをしっかりと今後も実施検証をしていくのでしょうか。

○議長（川本英輔議員）　見田課長。

○学校教育課長（見田容子君）　登下校に関することでございますが、通学路に関しての点検等は関係課と一緒にさせていただいたり、各ＰＴＡで子供たちが通る通学路の確認等をしております。

その際、やはり防犯面でちょっと危ないなというところなんかは必ず報告いただいたりして、何とか対策をするように教育委員会のほうも努めております。

今後、保護者のほうの意見と、また、地域の人に、民生委員さん等に、今、特に坂中学校が体育館のほうを改修しております。それによって、体育館で部活をしている子供たちがＢ＆Ｇ、シモハナホールのほうに分かれて練習に行っている様子が地域の人も見られると思うんですけども、その際、安全面とか気になることがあったら、教育委員会のほうにも報告していただきたいですし、何かありましたら、御指導いただいたりという声もいただいておりますので、今後とも地域の方と協力しながら、もちろん御家庭と学校と協力しながら、子供たちの通学の安全に関しては努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午後　２時１４分）

（再開　午後　２時１４分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君）　環境防災課が所管しております交通安全対策協議会というのがございまして、こちらのほうでは、各小中学校、高校、大学、保育園、こども園、こちらのほうの担当の園長先生であるとか、校長先生が出席していただいて、自分の周りといいますか、学校の周りとか、通学路とか、そういったところで危険な場所とか不安なところ、そういったところを年に１回、その協議会で話し合って、何らかの対策をするというような会がございまして、もし危ないところがあった場合は、

そちらのほうに諮って改善しているところでございます。

以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

再開は２時２５分とさせていただきます。

（休憩　午後　２時１５分）

（再開　午後　２時２５分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　９番中川ゆかり議員から「令和７年１月町長選挙へ向けての考えは」について質問願います。

中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　「令和７年１月町長選挙へ向けての考えは」の件についてお伺いします。

令和３年１月に復旧・復興への町民の期待を受け、町政がスタートし、町長は現在８期３２年の終盤に来ておられます。

令和５年７月には全国町村会会長に就任され、大きな責務の中で全力投球をいただいていることは誰もが知ることと思います。

これまで、平成３０年７月豪雨災害からの復旧や新型コロナウイルス感染症対策、さらには物価高騰対策に迅速な対応を行い、今後は坂町第５次長期総合計画に沿った復興施策への取組を大いに期待しております。

しかしながら、長引く円安による物価高騰等により、依然厳しい経済状況にあり、今後も情勢を見極めながら、町民のための施策で支援を続けていただきたい。

さらに、地域格差のない均衡ある地域の発展や次世代に向けた持続可能な地域の構築など、まだまだリーダーシップを発揮していただきたい施策も満載です。

そこで、来年１月の町長選挙について、９期目の出馬はあるのでしょうか。出馬されるのであれば、今期の総括や９期に向けての意気込みや将来への展望、構想など、具体的な考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「令和７年１月町長選挙へ向けての考えは」の件についてお答

えをいたします。

私が町政を担当させていただきまして、早いもので８期目の任期も余すところあと僅かとなってまいりました。

これまでの８期３１年余りの間、平成３０年７月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症等、幾多の困難がございましたが、地域密着・住民密着を常に念頭に置き、各種事業の推進に取り組んでまいりました。

教育事業につきましては、給食センターと横浜小学校屋内運動場の建設、小屋浦ふれあいセンター・横浜ふれあいセンターの建設、坂駅南口の図書館・駐輪場の整備、小中学校の耐震化及び改修整備、町民交流センターの整備、町史の発刊、町内各小中学校における教室等への空調設備の整備、照明器具のＬＥＤ化及び老朽化に伴うトイレ改修等、教育環境整備事業、文部科学省が掲げる学校の情報化を推進するＧＩＧＡスクール構想事業、電子黒板の導入事業、海外研修青少年対象事業の実施、児童生徒の学力向上と部活動の推進、高学年の受入れに伴う留守家庭児童会施設の整備、道路・交通事業につきましては、広島港坂地区開発の竣工、坂町循環バスの導入、県道坂小屋浦線事業、環状線道路事業の推進、町内幹線道路の整備、坂駅の橋上化・自由通路の整備、水尻駅の開業、水尻駅歩道橋の整備、小屋浦駅改築に伴う駅周辺の整備、国道３１号４車線化整備の促進、環境対策につきましては、ポンプ場を含む公共下水道の整備、安芸クリーンセンターの建設、リサイクルセンター坂の建設及び平成３０年７月豪雨災害被災に伴うたいびエコセンターの新設、太陽光発電及び蓄電池設備の整備、防災対策につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の推進、Ｊ－ＡＬＥＲＴを装備したデジタル同報系防災行政無線の更新、横浜地区沿岸部の越波対策の整備推進、雨水ポンプ場の整備、河川監視カメラの設置による防災体制の充実、防災拠点としての町民交流センターの整備、都市防災総合推進事業による植田地区災害時避難場所兼福祉避難所、津波災害時一時避難場所並びに防災空地の整備、戸別受信機無償貸与、坂町自然災害伝承公園及び坂町災害伝承ホールの整備、横浜排水区及び向田地区雨水排水路改良事業、消防小型ポンプ整備事業、森山北防波堤整備事業、観光振興事業につきましては、ベイサイドビーチ坂への物販飲食施設の整備、ウオーキング事業につきましては、ウオーキングトレイルの整備、２１世紀健康増進公園ネットワーク事業の推進、悠々健康ウオーキングのまち宣言、悠々健康ウオーキング大会の開催、子育て支援事業につきましては、保育園を併設した子育て支援住宅の建設、小屋浦子育て

支援センターの開設、坂町有住宅（めじろコーポ小屋浦）改修事業、きらり・さかなぎさ公園の整備、子育て支援に対する多様なニーズに応えるための保育所民営化の実施、３世代同居・近居の推奨、空き家バンクなど、空き家の利活用の促進による空き家の解消、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的な実施、こども医療費助成制度の拡充、児童手当支給事業の拡充、保健・福祉事業につきましては、済生会福祉総合センターの整備、地域密着型グループホーム坂・特別養護老人ホームたかね荘こやうらの整備、昨日、９月２日より事業を開始した多機能型障害者施設「ほほえみタウン坂」の整備、さらなる住民サービスの向上につきましては、住居表示の整備、土曜開庁の実施、坂町公共施設予約システムの導入、電子申請による住民票等発行サービスの導入、町公式ＬＩＮＥ及びｄボタン広報誌等による町の情報発信事業、行政手続ガイド及びキャッシュレス決済等による行政のデジタル化推進事業、新型コロナウイルス関連対策及びウクライナ情勢に伴う近年の物価高騰対策につきましては、マスク及び消毒液全世帯配布事業、子育て応援臨時支援金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、坂町中小企業等支援制度、坂町くらし応援クーポン券事業、保育園等・学校給食費支援事業、社会福祉事業者への支援金事業、生活困窮者自立支援事業など、これらの事業を進めてこられましたのもひとえに議会の皆様、町民の皆様の御支援、御協力のたまものと心から感謝申し上げる次第でございます。

これらの施策は本町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、「災害から復興し、みんなにやさしいまち坂町」を基本テーマとした坂町第５次長期総合計画に基づき事業を推進しておりますが、さらなる創造的復興と地域の発展を実現するためには、これまで以上に町民と行政が力を合わせ、より地域に密着した取組を行い、活気と活力を創り出すまちづくりを推進をしていくことが必要不可欠であると私は常に考えております。

生まれ育った地域に誇りを持ち、被災前よりも元気に満ちた坂町を実現するために、私は新たな熱意と情熱を持って今後の町政運営に当たりたいと考え、次期町長選挙に９期目の立候補をいたす決意を固めたところでございます。

御質問の「町長選挙へ向けての考えは」についてでございますが、６年前の豪雨災害からの復旧は、「平成３０年７月豪雨災害坂町復旧・復興プラン」に基づき、早急に災害公営住宅の建設、道路等公共施設の復旧、砂防堰堤の整備等を実施し、被災前よりも安全・安心で住みよい町の再建に向け、取り組んでまいりました。

復旧事業は令和５年度でおおむね完了いたしており、これからは本格的な復興へと取組の段階を切り替え、創造的な町の発展に向け、関係機関の御尽力と御支援をいただきながら、町民の方々に元気を取り戻していただくべく、ベイサイドビーチ坂を活用した観光事業の推進、町のマスコットキャラクター坂うめじろうの活動、地域おこし協力隊活動事業、坂町シンボルアート制作など、様々な事業を推進し、復興へと邁進する坂町を県内外に広く広報してまいります。

中でも災害で大きく被災した小屋浦地区における人口減少対策として、小屋浦一丁目を中心とした再開発事業を推進し、地域の活性化を図ることで、町のさらなる飛躍を必ずや成し遂げる決意でございます。

また、災害を風化させない取組として、自然災害伝承公園、災害伝承ホール、水害碑、災害復興記録誌等を活用し、豪雨災害から得られた教訓を未来に引き継ぎ、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、将来に向け町民が希望を抱けるよう、一意専心の気持ちで全力投球してまいります。

これまでの継続した取組といたしまして、本町の課題である地域間の格差を解消し、均衡ある地域の発展を図り、世代間の循環が可能な地域を構築することが最重要課題と考えております。

このため、引き続き、県道坂小屋浦線を骨格とした「道路整備」、土砂災害防止のための「危険箇所整備」、砂防堰堤などを含む「河川整備」の三位一体の防災対策を推進し、安全・安心なまちづくり、住環境づくりによって、防災面はもとより、民生の安定、若者が定住できる環境整備が本町の発展のためには必要不可欠なものであり、これまで以上に取り組んでまいります。

また、「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」の実現に向け、均衡ある地域の発展のため、引き続き、子育てや介護を支え合える三世代同居・近居を推奨する事業や空き家の利活用にも取り組み、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、議会はもとより、各地区住民福祉協議会とさらに連携を深め、将来にわたって足腰の強い坂町とするため、町民の皆様と一体となって取り組んでまいります。

保健・福祉分野の取組といたしましては、近年、少子高齢化の急速な進展等に伴う保健・福祉に関するニーズが多様化しており、このため、保健・福祉の相談やサービスの総合的・一体的な提供を行うことを目的に、今年度、保健・福祉総合相談窓口を

設置をいたしました。引き続き、住民の皆様にとりまして、さらに利用しやすく、きめ細かいサービスが提供できる窓口となるよう努力してまいります。

また、昭和５７年の竣工以来、全ての住民の皆様の保健活動の拠点として御利用いただいております町立保健センターも建築から４０年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、保健センターの機能を備えた新たな施設の建設に向け取り組んでまいります。

道路関係につきましては、慢性的な交通渋滞が発生をしている国道３１号の渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、坂駅前から北新地入り口までの４車線化と歩道整備事業を関係機関に強く働きかけており、詳細設計や地権者への事業説明、埋立て協議を行っているところでございます。

さらに、国道３１号や広島呉道路の機能強化として、広島呉道路の４車線化に向け、令和４年には町内全区間の工事が発注され、事業を進めていただいており、引き続き、国や西日本高速道路株式会社に事業の早期完成への働きかけと、４車線化に併せた町道植田水尻側道線の整備を推進してまいります。

坂町の将来のまちづくりを行う上で重要な県道坂小屋浦線につきましては、関係地権者をはじめ、多くの方々に御理解をいただき、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの１工区では、坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成しており、令和３年にはＪＲ呉線や国道３１号を越える高架橋の下部工事が着手され、令和５年１１月には総頭川渡河部の工事が発注されております。

また、荒神橋付近から向井田橋付近までの２工区について、関係地権者等の御理解をいただき、令和５年度には境界証明書集団調印を行い、迅速な事業推進に取り組んでいただいております。引き続き、関係地権者の方のさらなる御理解、御協力をいただきながら、県道坂小屋浦線の早期完成を目指し、広島県とともに全力で事業を推進してまいります。

また、県道坂小屋浦線への接続を図る道路や環状線を含めた道路改良事業の積極的な推進や、各地区住民福祉協議会からの環境改善要望につきましても、可能な限り取り組んでまいります。

教育事業につきましては、自他の生命、人間の尊厳を守るために、平和教育、防災教育、道徳教育を支援し、子供たちが将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことを目的とする学校を主体とした部活動の取組や、沖縄県内自治体との中学校生

徒同士の交流による平和学習活動に対し、積極的に支援を行ってまいります。

また、坂町の歴史・文化を後世に伝えていくため、保管している民具等の資料を展示するための「ふるさと資料館」を整備してまいります。

昨年７月には、全国町村会におきまして全国町村会長に選任され、全国９２６町村の自治振興のため、全国の町村に共通する行財政課題の解決を図り、それぞれの地域の資源や宝をさらに磨き上げ、小さくとも多彩に光り輝く個性豊かなまちづくりを推進するとともに、「持続可能な国づくり・地域づくり」の先導役の一員として、会長という役職に尽力をしているところでございます。

これまでも被災から早期の復旧・復興、新型コロナウイルス感染症対策、資源高騰等による物価高騰対策に全力で取り組んでまいりましたが、今後の町政の運営に当たりましても、決意を新たにし、さらなる町政発展のため、全身全霊で邁進をしてまいります。

議員の皆様、町民の皆様のこれまで以上の深い御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（川本英輔議員）　中川議員。

○９番（中川ゆかり議員）　町長の力強い９期目の立候補の決意、実績やこれからの取組を、今、お聞きしましたが、いま一度、決意をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　ただいま述べましたこれからの４年間の施策につきまして、やはり町民の安全・安心、そして町民の生活向上、幸せにつながる、そして、坂町を町外の方から見て、「ああ、坂町に住みたいのう」と言ってもらえるよう、もし町長選挙で当選をさせていただきましたならば、これまで以上に全身全霊、本当に力を尽くして、当然、議会の皆様方とも車の両輪、是々非々はあろうと思いますけども、車の両輪で一緒にこの坂町を３０年先も５０年先も坂町であり続けられるように頑張っていく決意でございます。

よろしくお願いをいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

再開は午後３時からいたします。

（休憩　午後　２時４７分）

（再開　午後　２時５８分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　４番池脇雅彦議員から「主権者教育を問う」について質問願います。

池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　「主権者教育を問う」の件について質問させていただきます。

近年、国政選挙、地方選挙を問わず、投票率の低下など、国民の政治的無関心が大きな問題となっています。主権者である私たち国民は国政や地方行政を担う人を選ぶ義務と権利があることから、政治の基本について理解することは極めて重要であると考えています。

このような中、選挙権年齢が満１８歳以上に引き下げられました。教育基本法第１４条の政治教育や新学習指導要領に基づき、次世代を担う若者がこれまで以上に主権者として必要な政治や選挙に関する知識をしっかりと身につけなければならない時代に突入したと言えます。

以上のことを踏まえ、主権者教育についてお尋ねします。

１点目、主権者教育の意義と目的について、小中学生にもよく分かるよう説明してください。

２点目、「１８歳選挙権」が実現したことにより、１８歳有権者の多くは高校生であります。高校生がしっかりとした主権者意識を持って投票に臨むためには、義務教育期間における主権者教育も重要であると考えます。坂町の小中学校における主権者教育の取組を具体的に説明してください。

３点目、主権者教育の実施に当たり、学校、教育委員会、選挙管理委員会など、関係機関は相互にどのような連携を図っていますか。

４点目、現在、町内各小学校は議会定例会における一般質問の議会傍聴を行っておられます。地方政治への関心を高める有意義な主権者教育の取組として高く評価できるものと考えます。当然、中学校でも実施すべき重要な取組と考えますが、教育委員会の見解をお伺いします。

５点目、主権者教育が「令和６年度教育行政方針」及び「令和６年度教育委員会事務点検評価」の内容として取り上げられていないのはなぜですか。今後、取り上げる

べきと考えますが、いかがお考えですか。

○議長（川本英輔議員）　枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　「主権者教育について問う」の件についてお答えします。

民主主義を尊重し、責任感を持って政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる重要な要素の一つであり、満１８歳以上への選挙年齢の引下げにより、体系的な主権者教育の充実を図る必要があります。

御質問１点目の「主権者教育の意義と目的について」でございますが、主権者教育の意義とは、子供たちが政治や社会のことに関心を持ち、自分で考え判断する力を育成することであり、その目的は、よりよい社会の実現のため選挙に参加し、地域の課題解決等を主体的に担う態度を養うことです。

御質問２点目の「坂町の小中学校における主権者教育の取組について」でございますが、小学校では６年生の社会科を中心に選挙の仕組みを学び、議会傍聴や議場見学、また、租税教室にて税の役割を学びます。中学校では、３年生の社会科・公民分野で国会と自分たちの生活のつながりや選挙、行政の役割や裁判等について学習します。

また、小中学校の特別活動で児童会選挙、生徒会選挙を実施しております。

さらには、総合的な学習の時間を中心に、防災学習や環境学習など、地域課題解決に向けた学習を行っております。

御質問３点目の「主権者教育の実施に当たり、学校、教育委員会、選挙管理委員会など関係機関との連携について」は、「明るい選挙啓発ポスターコンクール」を実施しておりますが、今後、学校と選挙管理委員会との直接的な連携を図っていく必要があると考えております。

御質問４点目の「中学校での議会定例会における一般質問の議会傍聴について」でございますが、小学校と同様の形での傍聴は、傍聴席数に限りがあることや、学級ごとの時間割の設定など困難な状況がございます。

中学校では、３年生で学ぶ社会科・公民分野の学習を踏まえて、オンラインによる議会中継や録画を電子黒板やパソコンを活用し、学習することを検討してまいります。

御質問５点目の「主権者教育が「令和６年度教育行政方針」や「教育委員会事務点検・評価」に取り上げられていないのはなぜか」でございますが、主権者教育に求められる政治や社会に関心を持ち、自分で考え、判断する力は、社会科や特別活動など、各教科等で育成する必要があります。そのため、教育行政方針では、「確かな学力の

向上」の項目で、「これからの社会を主体的・創造的に生き抜いていくために、児童生徒一人一人が自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成してまいります。」と記述しており、主権者教育に特化して取り上げておりません。

今後は現代的な諸課題の一つである主権者に関する教育について、教育行政方針等への記述の必要性を教育委員会会議で検討してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員）　池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　それでは、再質問を１点だけお願いしたいと思います。

非常に前向きな、しかも将来を見通した御答弁をいただきました。

主権者教育については、当然のことですけれども、我々議会も積極的に関与して、教育委員会、学校をはじめ関係機関と連携を図り、主権者教育を積極的に推進していく必要があると考えています。

このような中、本年６月、神奈川県寒川町議会は初めて議会基本条例を策定しましたけれども、その基本条例において、日本で初めて主権者教育の推進について明文化したと聞いております。主権者教育における自治体議会の役割を明確にしたものでございまして、この条文を入れたことで、全国でも大変な話題になったということでございますんで、今後、ますます全国的に広がる可能性があります。

これは議会側の取組の一例ではあるんですけれども、最も重要なことは、先ほども教育長の答弁にありましたけども、子供が主権者としての自覚と理解、こういうものを深めることにあるんではないかというふうに考えてます。

先ほどは教育委員会と関係機関との連携についてお伺いしましたけども、今後は議会も教育委員会や関係機関と連携をますます図って、主権者教育を推進していく必要があると私は考えております。

そこで、最後にお尋ねしますが、主権者教育について具体的な取組や将来構想などを議会と教育委員会が連携してアイデアを出すような、あるいは、いろいろと協議するような場が、主権者教育を語るような場があればなというふうに思っておりますけども、教育長はどのようにお考えなのか、これは最後にいたします。お願いします。

○議長（川本英輔議員）　枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君）　子供たちが政治や社会のことに関心を持ち、自分の問題とし

て考えるようになることが小中学校の段階では大切だというふうに思っております。

議会と教育委員会との連携については、政治的中立性の確保に留意しつつ、何ができるか協議することは前向きにやっていきたいと考えております。

その際、将来的な投票率を上げることだけを目的にするのではなく、自分が生活している町をよりよくするために、子供たちが公正な判断ができるよう、家庭や地域の協力も進めるといった視点も持ちながら、必要に応じて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　４番池脇雅彦議員から「水難事故の再発防止を願う」について質問願います。

池脇議員。

○４番（池脇雅彦議員）　最後の質問とさせていただきます。

「水難事故の再発防止を願う」の件で一般質問をいたします。

警察庁が発表した「令和５年夏期における水難の概況」によれば、全国で発生した水難事故は４５３件、水難者は５６８人、うち死者・行方不明者は２３６人であります。本年の水難概況についてはまだ発表されていませんけれども、今年の夏も全国で水難事故が多発していると伺っています。

報道によれば、本年７月２１日、ベイサイドビーチ坂において遊泳中であった広島市内の女子中学生が溺死するという痛ましい水難事故が発生しました。亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族に対しましては心からお悔やみ申し上げます。

同ビーチは坂町が広島県から管理を委託され、海水浴場の運営などが行われています。このビーチがオープンして以来、これまで安全面には十分配慮して運営されてきたものと考えていただけに、大変残念であります。

事故発生以降、本町は広島県をはじめ関係機関と再発防止に関する協議や合同パトロールを実施したと伺っています。

以上のことを踏まえて、このような水難事故が二度と起こらないことを願い、今回の事案についてお尋ねします。

１点目、事故発生から今日に至るまでのてんまつについて説明を求めます。

２点目、再発防止策について説明を求めます。

３点目、今回の事案について、町長はどのように受け止めておられますか。

あわせて、再発防止に対する決意をお伺いします。

○議長（川本英輔議員）　吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　「水難事故の再発防止を願う」の件についてお答えをいたします。

初めに、７月２１日に発生した水難事故により亡くなられた方、御家族に対しまして、心からお悔やみを申し上げます。

「事故発生から今日までのてんまつ」と「再発防止」についてでございますが、事故当日は９時から常設監視員６名、ライフセーバー２名の体制で監視業務を行っており、被害者は家族を含め６人で来場され、知人女性と被害者姉妹の３人で浮き輪を使用せず遊泳しておりましたが、１０時４５分頃、３人が溺れていることにライフセーバーの１人が気づき、直ちに救助に向かい、知人女性と妹を救助いたしました。

１０時５０分頃、管理業者は救急要請を行い、ライフセーバーは残る被害者の救助に向かいましたが、発見できない状況でございました。

１１時頃、消防、警察、海上保安庁が到着し、広島市消防局のダイバー４人がサメ除けネットの内側を捜索、海上保安庁はネット外側の捜索を行い、１２時２５分頃、浜辺から３０メートル付近の遊泳区域内の海底で被害者を発見し、病院へ搬送後、死亡が確認されました。

なお、海中は濁りが強く、発見しにくい状況であったようでございます。

翌日の７月２２日に広島市消防局、海田警察署、広島県、管理委託業者２社、本町により安全対策会議を現場にて開催し、現場の検証を行い、事故の発生原因や水難事故発生時の注意点や今後の対策について協議し、７月２４日に対策の取りまとめとして施設管理者である広島県と協議を行いました。

検証する中で、このたびの事故では浮き具を準備している最中で、使用していなかったことが一番の原因と考えており、再発防止策といたしまして、保護者が子供をしっかり見守ること、浮き具の使用やライフジャケットの無料貸出しを含めた園内放送を行うこと、町ホームページ、広報８月号による注意喚起、監視員の配置及び装備品の再確認や各関係者との緊急連絡体制の明確化を図っております。

また、７月２７日、８月３日には、ライフセーバーにより海辺の安全に関する講習会を開催し、８月１０日には、海上保安庁ほか関係者による海浜安全パトロールによ

り、水難事故防止に関するチラシの配布やライフジャケット着用の大切さなどについて啓発を行い、来場者の安全意識の向上に努めているところでございます。

最後に、再発防止に対する決意について述べさせていただきます。

私が水難事故について報告を受け、一人の少女が亡くなったことを聞かされたときは、ひどく胸が締めつけられ、残念でならない気持ちになったことをよく覚えております。

聞くところによりますと、妹を助けようとして自分が犠牲者となってしまったようですが、御家族の心中を察しますと、本当に残念でならず、改めてお悔やみを申し上げる次第でございます。

一方で、管理体制はどうであったか、不備はなかったのかと心配をしておりましたが、てんまつで申し上げましたとおり、迅速な対応をしたにもかかわらず、複数人が溺れたこと、海水が濁って救助が難航したことなどが重なり、最悪な事態となったものでございます。このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、命を守る対策として、先ほど述べました再発防止策を毎年怠らぬよう徹底をし、来場者の安全に関する啓発を行うことにより、未然に防ぐことを念頭に対処してまいる所存でございます。

また、施設管理者である広島県、救急救命に関わる消防、警察、海上保安庁及び広島県ライフセービング協会との協力体制に万全を期し、来場者が安全に楽しめるベイサイドビーチ坂を目指して取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　以上で、一般質問を終わります。

日程第２　議案第５２号「令和５年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第３　議案第５３号「令和５年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第４　議案第５４号「令和５年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第５　議案第５５号「令和５年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第６　議案第５６号「令和５年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の５議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　異議なし、と認めます。

よって、日程第２、議案第５２号から日程第６、議案第５６号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君）　議案第５２号「令和５年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第５３号「令和５年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第５４号「令和５年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第５５号「令和５年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第５６号「令和５年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、一括して御説明を申し上げます。

令和５年度の一般会計決算は、物価高騰対策に経費を要した中、国・県支出金の活用や地方交付税の増額などにより、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の１８５ページをお開きください。

歳入総額８０億６９４万１，１６７円、歳出総額７２億３，１２７万６，２１５円、歳入歳出差引額７億７，５６６万４，９５２円となり、翌年度へ繰り越すべき財源４億８，１２７万５，０００円を控除した実質収支額は２億９，４３８万９，９５２円になりました。前年度に比べ、歳入決算額は３億６，９５２万４，０２０円の減、率にして４．４％の減となり、歳出決算額は４億５，８７１万９０７円の減、率にして６％の減となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明申し上げます。

１５ページの町税は２２億７，２２１万２，６４７円で、前年度に比べ４，９６６万５８０円の増、率にして２．２％の増となりました。また、徴収率は９８．５％となっております。

２１ページの地方交付税は１６億６，０９８万１，０００円で、前年度に比べ１億７，２４２万２，０００円の増、率にして１１．６％の増となりました。

２７ページの国庫支出金は、子どものための教育・保育給付事業、都市防災総合推進事業などの実施により１４億５，３３７万３，８３９円となりました。

３３ページの県支出金は、子どものための教育・保育給付事業、自立支援給付事業などの実施により５億５，６８９万８，９１９円となりました。

４５ページの諸収入は、広域ごみ焼却施設地元対策事業などにより４億２，６５５

万２，８３１円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明を申し上げます。

総務費では、６３ページの財政管理費が、財政調整基金積立金などにより２億８，７１９万１，９３５円となっております。

民生費では、８７ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などにより５億１，５０１万６，９６１円、９７ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより６億３８９万７，８５７円となっております。

衛生費では、１１３ページの塵芥処理費が、安芸地区衛生施設管理組合への負担金などにより２億３，８０３万１，３０６円となっております。

土木費では、１２７ページの道路新設改良費が、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許及び事故繰越分を含め４億６８０万３，９３５円、１３５ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により２億６，１３５万８，０００円となっております。

教育費では、１４９ページの小学校費及び１５５ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ２億３，４００万９，１８４円となっております。

１８１ページの公債費は、平成３０年７月豪雨に係る災害復旧債において、元金償還額が増加したことにより７億８，１０８万４，０７６円で、前年度に比べ８．５％の増となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

２１３ページをお開きください。

歳入総額１３億５，５６４万２４２円、歳出総額１３億２，８４８万２，０５７円、実質収支額２，７１５万８，１８５円となっております。前年度に比べ歳入決算額は１，７９８万７，９０１円の増、率にして１．３％の増となり、歳出決算額は１億６，９８２万４，４０６円の増、率にして１４．７％の増となっております。

歳入では、１９５ページの国民健康保険税が１億９，８５９万２，８９２円で、前年度に比べ３．１％の減となっております。

歳出では、２０３ページの保険給付費が８億２，３１９万８，８００円で、前年度に比べ１．２％の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

２３３ページをお開きください。

歳入総額７億３，３４４万９，５６６円、歳出総額６億３，３６２万６，７３２円、翌年度へ繰り越すべき財源５９万１，０００円を控除した実質収支額は９，９２３万１，８３４円となっております。前年度に比べ歳入決算額は８，２２５万２，５５８円の増、率にして１２．６％の増となり、歳出決算額は２３４万２，８４０円の減、率にして０．４％の減となっております。

歳入では、２２１ページの公共下水道使用料が２億２７０万８，０８３円で、前年度に比べ１７．１％の減となっております。

歳出では、２３１ページの公債費が２億４，７１３万７，５９３円で、前年度に比べ３８．１％の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

２５９ページをお開きください。

歳入総額１３億４，２３６万３，０７２円、歳出総額１３億２，２９４万９，００３円、実質収支額１，９４１万４，０６９円となっております。前年度に比べ歳入決算額は６０７万９，６９５円の減、率にして０．５％の減となり、歳出決算額は７２１万４，５１３円の減、率にして０．５％の減となっております。

歳入では、２４１ページの保険料が２億５，１８９万３，２２７円で、前年度に比べ０．９％の減となっております。

歳出では、２４９ページの保険給付費が１１億８，９６３万８，０８０円で、前年度に比べ０．４％の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について御説明を申し上げます。

２７３ページをお開きください。

歳入総額１億９，５６４万７，３６４円、歳出総額１億９，４３６万３，９０８円、実質収支額１２８万３，４５６円となっております。前年度に比べ歳入決算額は４８８万５，６５８円の増、率にして２．６％の増となり、歳出決算額は５８２万２，６５９円の増、率にして３．１％の増となっております。

歳入では、２６７ページの後期高齢者医療保険料が１億５，２４４万４，９３３円で、前年度に比べ３．５％の増となっております。

歳出では、２７１ページの後期高齢者医療広域連合納付金が１億９，２９３万６，９

６０円で、前年度に比べ３．３％の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減、合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から財源の年度間調整に留意をしつつ、多様な行政需要に対処してまいる所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員）　続いて、令和５年度坂町決算審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

中川監査委員。

○９番（中川ゆかり議員）　令和５年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和５年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸書類を審査した結果、次のとおり意見を報告します。

審査は、代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの２人で実施いたしました。

審査した期間は、令和６年６月２４日から７月３０日まで、実施日数１１日間審査を行い、審査の着眼点として、１、係数の確認について、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に偽りがないかどうかについて確認を行いました。

２、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しては、事業が予算計上目的に沿って合法的、効果的かつ経済的に執行されているか、会計事務は関係法規等に準拠して適正になされているか、財産の管理は適正に行われているかについて審査を行いました。

審査の結果、各会計歳入歳出決算書及び附属書類は法令に準拠し、適正に作成され、これらの係数を関係諸帳簿と照合した結果、全て正確で一致していると認められました。

また、予算の執行状況、会計事務の処理についても、関係法令等に遵守し、適正であると認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員）　以上で、説明及び報告を終わります。

お諮りします。

議案第５２号から議案第５６号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第５条第１項及び第２項の規定により、議長、監査委員を除き、委員の定数を１０人とする令和５年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　異議なし、と認めます。

よって、本件は令和５年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和５年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第６条第２項の規定により、１番折中議員、２番岡村議員、３番縫部議員、４番池脇議員、５番向田議員、６番末吉議員、７番安竹議員、８番光岡議員、１０番柚木議員、１１番奥村議員の１０名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員）　異議なし、と認めます。

令和５年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することと決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　暫時休憩いたします。

（休憩　午後　３時３６分）

（再開　午後　３時３６分）

○議長（川本英輔議員）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（川本英輔議員）　正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に奥村議員、副委員長に安竹議員が選任されました。

また、審査日程は９月４日と９月６日の２日間に決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会とします。

再開は、９月９日午前１０時の予定といたしております。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君）　皆様、御起立をお願いいたします。

（起　立）

○議会事務局長（西谷信樹君）　互礼。

（散会　午後３時３７分）